

# 日本文法学における「規範」の問題

—学説史的考察—

釣 貫 亭

## キーワード△規範、文法史▽

### 内 容

- 一 はじめに
- 二 日本古典学の成立と規範
- 三 近世古典学の展開の特質
- 四 近世語学書における規範の拡散
- 五 近代文法学における規範主義
- 六 口語文法の成立
- 七 反規範主義文法学説の登場
- 八 文法の歴史的研究と「規範」

として決着がついていない。しかし、文法の歴史的研究を単純に過去の文法的事実の研究と考えて行き詰まりを生じなかつた時代は、終焉しつつある。過去の事柄を研究することがただちに歴史的研究を意味しないが、他方「歴史」の概念をどのように規定するかは個人の自由であつて、単に過去の事実を考察することを以て「歴史的研究」と称するのも一つのとらえ方ではあろう。實際、言語学においては「歴史」の語が学術上の用語として無定義のまま使用されている。日本語学においては、過去の言語状態を復元しようとする研究も言語状態の時間的変遷に関する研究も一括して歴史的研究と言われる。

言語研究における「歴史」概念の無規定な慣用は、この分野における「歴史的研究」の現状と水準を反映している。とりわけ文法論においては、文法的事項の変遷に関する法則科学的研究の行き詰まりとなつて現れている。眞の意味での日本語文法史が叙述されていないというのは、かかる現状の具体的表明である。

本稿では、過去の言語に関する研究を、以下に述べるような理由

真の日本語文法史はいまだ叙述されていない、というのが自覺的な方法論批判を持つ文法研究者にとって共通の概嘆である。文法史を名乗る研究論文や著書はこれまで少なくない分量が公表されたし今後も公表されるであろうが、文法学者を悩ませている問題に依然

から「古典学的研究」と「歴史学的研究」とに分けたいと考える。

前者は、過去の特定の古典籍に関する伝統的で特殊な価値観を継承し、それを取り巻く時間軸や社会的環境を切り離してもなお独自の現代的価値を有するテキストについての再解釈を行う研究である、と規定することができる。例えば、源氏物語や万葉集の語学的テーマに関する論文を公表した者に対し、何ゆえ研究対象に源氏物語や万葉集を選んだのかという根源的な問いを発することは意味を持たない。なぜなら彼等にとって源氏物語や万葉集は、古典だからこそ研究されるのであって、これらは経験に先立つて与えられた、説明を要しない前提的価値だからである。かかる前提的価値こそ古典に本質的なものであるから、古典の相対化そのものが方法の解体を意味する。よって彼等は、ひたすら誠実に古典籍の解釈と再解釈の努力にいそしむのであるし、そのような努力は、古典籍のテキストが独自の現代的価値を有する以上、それに相応しい意義を持つのである。

これに対し、例えばキリスト教文献や抄物や訓点資料などの語学的研究を行ったものに対して、何ゆえその資料を研究対象に選んだのかは回避され得ない本質的な問い合わせである。これらの文献は、日本語史上の特殊な資料的価値以外には伝統的で普遍的な価値を与えておらず、今後も与えられる可能性は少ないのである。したがつて、これらの伝統的価値を持たない文献を日本語史の資料として採用する場合、歴史的社会的な位置付けが最初に要求される。こ

れらの研究は、その出発において無前提の立場に拠らなければならぬ。このことは、歴史学者が史籍ではなく古文書を取り扱う際に要請されることと同様である。かかる前価値的、無前提的な研究を指して歴史学的研究と呼びたいと思う。

従来の国語史研究では、この古典学的研究と歴史学的研究との区別が明確になされなかつた。解釈語学に代表されるような、過去の言語の状態を復元することを目的とする古典学的方法と、言語の歴史的変遷を叙述することを目的とし、過去の言語的事実を時間の流れの中で位置付けようとする歴史学的方法との混同は、この方面の研究に従事する者の通弊である。

極めて機械的に、過去の日本語に関する研究が一括して「国語史」と呼ばれてきたが、このような括り方は多少の便宜があるのかも知れないが、弊害も生んできた。冒頭で述べたように、過去の文法的事実についての研究が山積しているにもかかわらず、文法的事実の歴史的变化についての法則的認識が確立しておらず、結果としてこの方面的研究の不在となつて現れていることである。方法の不在が研究の不在の要因になつているとすれば、かかる状況を放置することはできない。

本稿の目的は、いかなる原因とプロセスを経て、文法論のこのような歴史的方法の不在が放置されてきたのかを、学説史的考察によつて解明することにある。私見によればこの問題を解明する上で最も重要な論点は、古典学の存立に本質的に備わっている「規範」と

その観念であつて、文法研究はこの古典学的観念を克服できずに今日に至つており、この事実が古典学的研究と歴史学的研究の境界を曖昧にし、ひいては歴史的変化の法則的解明の妨げになつてゐることを明らかにしたい。

## 二 日本古典学の成立と規範

言語は、人間の思考の根源を縛り付けている。ために、これを相対化し、さらに学問の高みを実現するには、相当の知的契機が必要である。人が言語を問題意識として感ずるのは、通常の場合、外国语や耳慣れない方言に接したときであろうが、日本言語学が外国语学習や方言の觀察から生じた事実はない。耳障りな外国语や方言を學問の対象として扱うようになつたのは、すでにある程度体系的な言語研究が確立して後のことである。内發的動機に基づいて言語が相対化され、學問の対象として浮かび上がってきたのは、古典学の成立によつてである。日本人は、現代語ではなく古典の言葉を通して自國の言葉を発見したといえよう。

ある過去の特定のテキストに特殊な規範的価値を付与し、それに接近するための技術と訓練の体系が古典学の基本的構成であるとすれば、日本古典学はいつ頃成立したものなのであらうか。この問い合わせに対する解答は、当然様々な觀点から為され得るであろうが、院政鎌倉時代を境に言語に関する觀察を伴つた歌学書や注釈書が陸續と産み出され、その背景の下に藤原定家が象徴的とも言える活躍を示

した。<sup>注1</sup>これらの、歌学や注釈の空前の活況は、院政期以後の宮廷人にとって和歌が歌合の勝敗にかかる実践対象であるとともに、認識対象にもなりつたことを示している。他方、史籍研究の分野では、伝統的な日本書紀研究の中心が大学寮の江家、菅家から神道家のト部家に移行する動きを見せ、書紀注釈が盛行を呈したのは、かかる和歌研究活況の背景とかかわって注目すべき事実である。歌学や注釈の勃興によつて、古今和歌集と日本書紀の注釈を中心とする日本古典学は、ようやくその成立前夜の段階に至つた。

先の問い合わせに關連していえば、文芸の分野における日本古典の自覺的認識者であり、かつ日本古典学の創始者が藤原定家であるという解答は、唯一のものではないかも知れないが、ある根拠を以て主張され得る一つの有力な答えではある。古典学の創始という歴史的責務を定家に象徴的に担わせることは、いろいろな意味で都合がよいところもある。例えば『手爾葉大概抄』という日本語学史上重要な文献が定家の著作にかかるものと長らく信じられてきたことは、單なる誤伝とのみ一蹴し得ない彼の象徴的役割と良く照應している。中世後期に横行する偽書の類い——いわゆる鶴鷺系偽書群など——の幾つかが定家著作を仮託する事實を想起すると良い。これらの文献は秘事相伝を旨とする神秘性を色濃く持つ反面、当代の古典文学に対する思想を反映した資料的価値が今日では認められている。

著者仮託の偽書類もさることながら、夥しい秘傳書の内容の荒唐無稽性が近世以後の研究者をいらだたせ、中世の學問全体に暗い印

象を与えてきたことは否定できない。ただ、著者仮託の構造によって伝えようとした中世独自の思想的真相を読み取ることにも一定の意義はあるだろう。要するに、当時の知的状況に鑑みて『手爾葉大概抄』が物理的に定家の著作であるのか否かが一無意味ではないが一切実な問題なのではなく、「定家の著作とみなされた」状況の中にこそ中世の学問の実相が存するのではないか。テニヲハ研究と仮名遣は、定家創始と「みなされる」ことによつて中世古典学における根源的な技術の体系となつたのである。もちろん、定家がこれら的问题に実際に無関与であった訳ではない。

よつて伝統的な行き方では、古典へのアプローチの具体的方法は、

何より語学的問題として現れた。とりわけ仮名遣の問題は、古典学が設定する規範の恣意的・相対的性格を如実に体現する。よく知られているように定家は、古典作品を校訂する際に、自ら実践する仮名遣の規範を平安中期以後の王朝の文学作品の古写本に求めたのであつた。定家にとって王朝時代の文学作品を書記の規範にすることは、論理的帰結によるのではなく、時代の知識層が共有する美的価値に即応した排他的感情の要請である。さればこそ「定家仮名遣」は、当初の定家自身の個人規範的性格をたちまちに乗り越えて時代を席巻するに至るのである。そしてひとたび制度化された規範は、論証不要の前提として恒常に君臨し、定家の絶大な権威がこの現実を倍加して増幅した。

古典作品への実際的なアプローチの手段であるテニヲハの用法と

仮名遣という技術問題がここに第一級の学問的地位を確立した。これらは平安時代中期以来の文法変化（係り結びの消滅、二段活用の一段化）と音韻変化（ハ行転呼音、ア・ヤ・ワ行音節の統廃合）を反映する問題であったが、鎌倉時代の京都貴族は、現実世界の彼等の政治的権力の喪失と共に、彼等のあこがれてやまぬ王朝時代のテキストからの疎外感にさいなまっていた。歌学書や注釈書に見いだされる王朝言語に対する精力的な関心はかかる現実の反映である。京都貴族は、彼等にとつての排他的価値である「みやび」を自らのもとのとするためにも、特殊な語学的訓練を求めたのである。古典解釈とは、すぐれて語学技術上の問題であった。

そもそも古典を解釈するとは何か。わが国において、それは漢文解釈から始まったのであり、古代において漢籍仏典の解釈は主として訓読と訓注によつた。漢文注釈は当初、割注や傍訓注、義注などの形で本文に組み込まれるか本文に即した形で、それを訓読する際の補助として現れたのである。古代における漢文訓読は、翻訳と解釈が渾然一体のものとして在つた。<sup>注4</sup>

これらの訓注は、繁雑化するにつれてしだいに本文から分離する傾向を見せ、漢籍における注疏、仏典における音義として独立の書物を形成するに至る。日本語史研究において後者がとくに重要な意義を有している。音義は、最初期の段階の体裁である巻音義（經典の出現字順に掲出字を並べたもの）から韻音義、伊呂波音義、三内音義（五十音順）、篇立音義としだいに洗練の度合いを加えていく。

<sup>注5</sup>

平安時代後期になると、伝統的な漢文訓読語が固定化し、日常口语と乖離することによって知的思索を収容し得る独自の文語体が成立した。その結果、漢文訓読と注釈が別個の技術体系として分離するに至るのである。既述のように、この時期を境にして古典文学の注釈書や秘伝書の類いが夥しく産出されてくるが、これら諸書のかなりの部分が漢字片仮名交じり文で書かれていることは留意すべきことである。もちろん古典テキストに関する注釈は、万葉集左注や記紀本文に記入された諸注など古代から存在しているが、これらはいずれも原則として正格の漢文で書かれている。これに対して、鎌倉時代以後の古典注釈書や秘伝書のかなりの部分が漢字片仮名交じり文という日本語の文章形式によつて表現されたのである。何故、これらの注釈や解釈が漢字片仮名交じり文によつて表現されたのであろうか。

歌学そのものは奈良時代の『歌経標式』（藤原浜成、宝亀三年、七七二）にまでさかのぼるが、これは唐土の詩論の枠組を模倣したものであり、漢文によつて表記されている。また、万葉集左注が奈良時代にすでに成立していたという通説を認めるとすれば、これは最も古い和歌注釈として注目されるであろう。左注は、正格漢文によつて記されている。平安時代には紀貫之『新撰和歌序』（承平三年、九三四年、九三四）菅原道真、源當時『新撰万葉集序』（寛平五年、八九年、九三四年）喜撰『倭歌作式』（十世紀後半）孫姫『和歌式』（十世紀後半）などがあるがいずれも論自体は正格の漢文によつて記されている。

### 日本文法學における「規範」の問題（釘貫）

『古今集序』（延喜五年、九〇五）は漢文と平仮名文の併立であり、藤原公任『新撰體脳』（長保三年、一〇〇二）『九品和歌』、『類聚證』（藤原実頼、天徳四年以後）、順徳院『八雲御抄』（承久三年、一二二二）、『能因歌枕』（平安後期）、『隆源口伝』、源俊頼『俊頼體脳』（天永二～三年、一一一～一二二）、藤原清輔『奥義抄』（天治元～天養元年、一二四～一二四四頃）『袋草紙』、『和歌初学抄』、藤原範兼『和歌童蒙抄』（長寛三年以前一一四五～一五三頃）、藤原俊成『古來風躰抄』（一五七頃）などは、平仮名文である。

このように時代が降るとともに歌論書の表記は漢文が姿を消していく。他方、学問の世界で片仮名文が出現するのは鎌倉時代以後のことであるが、古今集の注釈書、古今伝授に関わる秘伝書の表記は片仮名表記が主流であると思われる。この様に平安時代以後中世に至るまでの歌学書、歌論書の表記が平仮名文であり、歌学とともに古典注釈が本格的に興隆した中世以後、諸注釈書や秘伝書の表記が次第に片仮名文に移行するという趨勢は、この時代に古典解釈が独立した技術体系として成立してきたことと無関係ではない。また「抄物」と呼ばれる仏書、漢籍の片仮名注釈書が生み出されて來ることも、同じ傾向の一環として位置付けられるだろう。注釈書の成立は、古典に対する自覚と相対化の帰結である。古典注釈は、読者がテキストとの間に規範意識とともに乗り越え難い言語的時間的距離を自覺したときに成立するものであろう。その意味で、古代以来の和歌実作のため的一般論を述べた歌論と特

定のテキストに即した解釈行為を表現した注釈書との違いは、歴然としている。

本来平仮名で表記されている和歌を片仮名によつて注釈することは、考察対象との距離の自覚とシステム化された古典の確立を象徴するものであった。古典、注釈書における片仮名表記は、古典相対化とともにシステムとしての古典学の歴史的成立の標識であり、注釈書における片仮名交じり文の定着過程は、後述するように文化概念としての「みやび」に裏打ちされた規範意識の確立に対応するであろう。

漢字片仮名交じり文の起源とその歴史的展開については、日本語史上とりわけ重要な問題を提供してきた。春日政治によると、片仮名交じり文は本来漢文の仮名訓点に発したものであつて、最古の漢字片仮名交じり文は、『西大寺本金光明最勝王經古点』や『金光明最勝王經註釈』<sup>注6</sup>などの平安時代初期の古訓点資料に見いだされるという。以来、片仮名交じり文の起源を平安時代初期に求める春日の學説が不動の鉄案とされる。しかしながらこれら「最古の片仮名文」は、すべて漢文本文の傍らに觀察されるものであつて訓読の補助の役割を出るものではなく、それ自身独立した自由な思索を盛り込んだ文章表記であるとは到底考えられない。「文体」の定義をどのようにとるかによつて評価が変わつてくるであろうが、「文章」が他の何者にも依存することなくそれ自身完結した情報や思想、思索を表明した記載言語の一つの在り方であるとすれば、「文体」は当

然文章の具体的な存在形式であるということになる。そのような、外部のいかなる書記形式にも依存しない自己完結的な文体をこそ言語学的な意味での「文体」であるとすれば、春日が示した平安時代初期訓点資料の「片仮名交じり文」は、自立した「文体」では有り得ない。実際、この最古の片仮名交じり文は、平安時代を通じて長らく發展の様相を呈しない。平安時代を通じて、知的思索を収容する典型的な「文体」とは、相変わらず漢文であり続けたのである。

片仮名交じり文がある程度の地位を獲得して、日本語の「文章」を表現するようになるのは平安時代後期以後であることは確実である。平仮名に対して口頭言語との結び付きを色濃く有すると言われる片仮名文交じり文の出現の歴史的・社会的役割については、なお理論的に未解明の部分が多い。抄物や注釈書以外に、この時代は古文書史料にも片仮名文が現れるほか、『今昔物語集』、觀智院本『三宝絵』などの仏教説話集、『歎異鈔』などの仏教思想書、和讃なども片仮名表記されることを想起したい。この時代の新生の知識にとつて、片仮名文がそれを盛り込むに相応しい文体であつた。<sup>注7</sup>

『日本語の歴史4移りゆく古代語』(平凡社)によれば、この時期の学術に用いられる片仮名文には「かなならずといつていいほど、童蒙のためにという断り書きをそえている」(二三三七頁)という。かかる現実は、旧来一部の知識層に限られていた学術が「童蒙」の層にも拡大してきたことを示すものであろう。抄物簇出の源泉である京都五山を中心とする講筵の成立と流行が学術の啓蒙を目的とす

るものでもあつたのである（同書二五〇頁）。

鎌倉時代以後、片仮名文による古文書が出現することも前述の如くよく知られている。黒田弘子は、「大日本古文書」所収「高野山文書」の分析を通じて、地頭や公文のような在地支配層の書く文書は、平仮名文が漢字平仮名交じり文であるのに対して、百姓指導層の番頭の文書は『阿弓河庄上村百姓申状』（建治元年一二七五）に代表されるような片仮名文であるという。伝統的權威を伴つた公文書の様式が當時でもなお漢文であったことは当然であるが、地域支配層の使用する実用文体が平仮名文、被支配層のそれが片仮名文であることは、『堤中納言物語』「虫めづる姫君」に見えるような、片仮名—平仮名—漢字と進む当代の一般的な文字教育システムを階層差に反映したものであると黒田は見ているようである。學術の世界に片仮名を重用してきたのは主として仏家であるが、當時在地庶民層の教育を担つていたのが仏家であり、彼等に片仮名を始めとする文字を教えていたのが在地の寺院であつたといわれてゐる。日本中世における文字社会の展開についてはすでに網野善彦に指摘がある

が、古代における律令公文書制度の確立以来始めて、記載言語の社會的規制力の担い手が庶民層に達したのである。<sup>注11</sup>

かような文字社会の新展開に支えられつつ、日本古典学は京都貴族の階級的没落感と王朝言語からの疎外が交錯するところに成立し、中世古典学者たちの文化的情念は、新しい片仮名交じり文によつて表現されたのであつた。王朝文学を美的規範とする認識は、かくし

て「みやび」の觀念とともに中世に成立し、以後江戸時代と明治期に批判と相対化の洗礼を受けつつ今日に至るのである。現状批判と変革への展望は、しばしば過去に規範を見いだすことによつて提示されるが、日本古典学の成立と展開はその好個の実例である。<sup>注12</sup>

### △注▽

(注1) 歌論や歌学の成立の背景には当時の宮廷で制度化していた歌合の判詞にあると思われるがまとまつた書物としては御子左家の藤原俊成『古來風体抄』『古今問答』『万葉時代考』、藤原定家『近代秀歌』『詠歌大概』『毎月抄』『顕注密勘』『僻案抄』『和歌秘抄』『三代集之間事』などがある。他方、六条藤家の藤原清輔『和歌一字抄』『和歌初学抄』『袋草紙』『奥義抄』『注古今』『和歌現在書目録』、藤原顯昭『古今集註』『拾遺集註』『万葉集時代難事』『袖中抄』などがある。

(注2) 奈良時代以来の書紀訓詁学を大成したト部兼方『釈日本紀』が後世に大きな影響を与えたのはよく知られる。他方、中世神道学の流れに属するものとして忌部止通『日本書紀口訣』（貞治六年、一三六七）一条兼良『日本書紀纂疏』（康正年間、一四五五～五七）などがある。

(注3) 『愚見抄』『愚秘抄』『三五記』『桐火桶』の四書を指すものといふ。これらは書物の性格上「成立事情は複雑で著者も定めがたい。「うさぎ」ということばは、伝存しない定家の歌論書『明月記』（同名の日記とは異なる）に因んだ命名（月とウサギ）であり、このことに象徴されるように、四書いずれも定家に仮託されていいる。』『日本文芸史第三卷「中世」（松村雄二執筆）二二二頁。中世は偽書の横行した時代である。源経信に仮託された『伊勢物語頭抄』、藤原基俊に仮託された『悦日抄』と同系統の偽書『和歌

肝要』『和歌無底抄』、藤原為家の発言を記す体裁を取つた『竹園抄』などがある。

(注4) 中世の日本書紀学は、神代卷を中心に行われた。神代卷は「一書曰」の形式によつて複数の本文が併記されるという特異な構造を持つてゐるのであるが、かかる形式がト部家の学問の在り方を反映したものであり、奈良時代当時の面影を残す古写本の断簡である四天王寺藏神代卷などによれば、「一書曰」の記事が二行の割注形式になつてゐるという。小学館日本古典文学全集『日本書紀①』解説(西宮一民執筆)五〇八~五〇九頁。

(注5) 現存最古の音義書は奈良時代末期延暦年間成立(七九四)の『新訳華嚴經音義私記』であり、唐の慧死音義を模したものであつた。平安時代初期の写本である『四分律音義』(宮内庁書寮部藏)は玄応の一切経音義を模したものである。『大般若經音義』(石山寺藏)も平安時代初期の写本であり、南都法相宗の学僧信行の著になるものであるといふ。同時期のものとして空海『金剛頂一字頂輪王儀軌音義』、寛静『孔雀經音義』、承暦三年鈔本『金光明最勝王經音義』などが知られる。音義の中で大般若經音義と法華經音義には多くの写本が伝わつてゐる。古田東朔・築島裕『国語学史』(東京大学出版会、一九七二)

(注6) 春日政治『片仮名交じり文の起源について』『古訓点の研究』(風間書房、一九五六所収)築島裕『日本語の文体』『岩波講座日本語10文体』(一九七七)網野善彦『日本論の視座』第五章(筑摩書房、一九九〇)

(注7) 小林芳規『中世片仮名文の国語史的研究』『広島大学文学部紀要』特輯号3、一九七一

(注8) 黒田弘子『ミミヲキリハナヲソギ—片仮名書百姓申状論—』第三章第二節(吉川弘文館、一九九五)

(注9) 黒田前掲書。

(注10) 結城陸郎編『日本子どもの歴史2』「乱世の子ども」第三章「懸

(注11) 命に生きる庶民の子ども』(高木靖文執筆)  
網野善彦注6前掲書

(注12) 院政鎌倉時代は、古今集を規範とする御子左家に対立して万葉集を戴く六条藤家の存在があり、『万葉集抄』『万葉集注釈』など片仮名文の注釈書も出現したが、仮名遣とテニヲハ研究による語学的技術の支持を欠くが故に、中世万葉学はついに時代の主流とはならなかつた。六条藤家が万葉集を規範としつつも、実作においてそれを貫げず古今風を求めたことも彼等の主張を歴史の検証に耐え得ないものにした。万葉集を始めとする奈良時代古典籍へのアプローチが語学技術上の深刻な問題として認識され、その結果平安王朝文化を超える規範的価値体系としての「上代」が確立するためには、近世国学を待たなければならなかつたのである。日本語と日本文学の本格的な時代区分は、富士谷成章『あゆひ抄』『六運』を以て最初とする。成章は、万葉集を始めとして八代集、十三代集の和歌をその歌体によつて六つの歴史的区分を立てる。これ以前に成章は『かざし抄』において「上古・中古・中ごろ・ちかき世」の四区分を提示している。上古は「神世より万葉集の時までをひろくさしたり」とする。「上古」の語は藤原俊成『古來風体抄』、連歌論書『吾妻問答』にも見いだされる。これが『あゆひ抄』に至つて六区分となり、万葉集によつて代表される最古の区分を「上つ代」とする。「上つ代」の認識がいつ頃形成されたのか問題であるが、その命名からみてこの観念に特殊な価値評価を伴つてゐることは明らかである。「神代」からの連想も考えられるが(特殊仮名遣はここでは当然問題にならない)、「上つ代」の語自体の用例は、筆者の見るとこる賀茂真淵『新まなび』以前を溯らない。今日、国語学や国文学の時代区分で馴染みの深い「上代」は、この近世国学以来の「上つ代」を継承したものに違いない。

### 三 近世古典学の展開の特質

とりわけ敏感な反応を示したのである。

近世は、はるか古代から続いて来た漢文読解の方法に全く新しい展開をもたらした。伝統的で正統的な漢文読解の方法であつた訓読が相対化され、これを学問の対象にする画期的な言語学的考察が誕生した。それらは漢語文典と呼ばれ、特徴を為す分析的な品詞分類が富士谷成章や鈴木脇ら国学者の品詞分類の呼び水になつたことはよく知られている。<sup>注13</sup>このプロセスは、さらに具体的に考察されるべきである。ラジカルな漢学者達にとつて、漢文訓読はもはや自明の前提ではなく、これを否定することさえ可能な地点に到達したのである。荻生徂徠の学党は、現にこれを実践した。奈良時代を溯る遙か以前から漢文に接していたであろう日本人が、千年を超すあいだ漢籍仏典の訓読を繰り返した結果、独自の言語学的考察をほかならぬこの時期に生み出したこととは、小さい意義にとどまらない。

わが国における漢語文法学の勃興のきっかけを成したのは、彼土でさほど重んじられなかつたといわれる明代萬曆年間板刻の盧以緯撰『助語辞』であった。これが和刻され（延宝二年、一六七四）、毛利貞齋が語釈を施して『鼈頭助語辭』（天和三年、一六八三）が板行された。『鼈頭助語辭』の出現を以て、わが国における学としての漢語文典の始まりとされる。伝統的なテニヲハ観によつて拘束されていた日本人的文法意識が、それと近似の文法的機能を果たす漢語の助語（焉・而・乎・乃など）に関する語学的考察に対しても、

しかし、漢語文典が日本文法学に与えた最大の恩典はその合理主義的な品詞分類にあると見てよい。漢語の品詞分類の試みは、伊藤東涯（一六七〇～一七三六）、荻生徂徎（一六六六～一七二八）、丸一世代遅れて皆川淇園（一七三四～一八〇七）らが精力的な役割を果たした。このうち、皆川淇園の言語觀と方法が実弟富士谷成章に影響を及ぼしたことは今日では確認済みのことである。「かざし抄」（明和四年刊、一七六七）『あゆひ抄』（安永七年刊、一七七八）における成章の合理的な日本語の品詞分類は、伝統的なテニヲハ観から自由なものとして文法学史上、とりわけユニークな位置を占めている。

東涯、徂徎、淇園らの漢語の品詞分類は、細かい点に相違があるが、助字（日本語の助詞・助動詞・副詞・接続詞にあたる。以下同じ。）、実字（名詞）、虚字（動詞・形容詞）と大体においてこの三つの分類にしたがつて、これらの分類は、実証的に帰納された一方で、論理的要請にも耐えるものであつて、その基準は、容易に日本語のそれに転用できるヒントとなり得るものであつた。皆川淇園の『助辞詳解』（文化十年刊、一八一二）では、総論において日本語のテニヲハに関する優れた考察が行われており、漢語助辞の個別の考察もそのモチーフに基づいて日本語と常に対照され、用例は古今集から引用されている。

此字ハ語尾ニ用ユル字ニテ、本邦ノ人ノ言語ニハ、此矣

字ヲハメ用ユベキ処ハ、ナキ様ニ思ハル、「ナリ古今集

御侍御傘ト申セ宮城野ノ木ノ下露ハ雨ニマサレリ、トヨ

メル、此歌ノ語尾ノマサレリノ下ニ西土ノ文ナレバ、矣

ノ字アルベキ処ナリ、故ハ矣字ハ、總別物ノ左様ニアル

サマヲ、一ツハナレテ向フニスエ置キテ、ソレニ付ケテ

ノ事為ノナスベキヲ思ワセ、又ハナシユクワザヲ付ケタ

ルヲ語ルニ、用ユル字ナル故ナリ、(卷之二)

也

此モ語尾ニ用ユル字ニテ、本邦ノ人ノ言語ニ常ニ用ユル所ノ、コレハソレヂヤ、カヤフノ「ヂヤ、ナド云フヂヤノ意ニアタル文字ナリ、向フ相手ノ神氣ニ持テ來ル」<sup>注15</sup>ヲ、我語リテスヂヲ立テ、ワケ言フタルヲ、其内ニモツタル物ノ「トシ、スハルニシ、思ハスルニ用ユ、譬ハ向フ相手ノ神氣ニ、難波ノ蘆ト云」<sup>注16</sup>ヲ持チ居ルヲ、語ル人ガ其蘆ヲ人ノ呼ビ來リタルニ、其スヂヲ立テ、ソレハ伊勢ノ濱荻ト云フガソレヂヤトイヒテ、ソレヲ聞人ノ心ニハ、然レバ此ハ其スヂニ合フモノトシ思ハスル類ナリ、古今矣春ノ夜ノヤミハアヤナシ梅花色コソミエ子香ヤハカクル、此アヤナシト云ハ、無益ト云<sup>注17</sup>ニテ、此アヤナシノ下ニ、西土ノ人ノ語ナレバ、也ノ字アルベシ、春ノ夜ノヤミハ無益ナト云名ノ付クスヂニユク「ヂヤナリ、

これまで、淇園と成章との関係を始め、宣長への徂徠の影響など儒学から国学への系統が一方的に説かれる嫌いがあつたが、淇園の方法の国学的特徴はかく明白である。

強烈な個性を放つたその研究の独自のスタイルから、これらの古典文法学の潮流は、古義學あるいは古文辭學と呼ばれたが、荻生徂徠は日本思想史上における重要な貢献以前に既に漢語文典学者として一家を成していたのである。<sup>注15</sup>よく知られるように、彼は朱子学に対する冷徹な判断を保留していたが、この徳川幕府の国定哲学に対する距離感とともに主觀主義を排除した文献尊重の態度は、本居宣長の思想と方法に共通するものであるといわれている。復古主義を極限まで推し進めた語学的基礎に基づく反主觀主義的実証と朱子学的空間秩序に対する懷疑としての認識論上<sup>注16</sup>の反合理主義は、先端的な近世古典学者と共に通するエートスであった。

ところで日本語学にとって、近世古典学を特徴付けた最大の出来事とはいうまでもなく国学の勃興である。国学の成立は万葉集の注釈に力を尽くした契沖の登場によって画期されるが、彼が『和字正濫抄』(元禄八年刊、一六九五)において、長らく君臨した定家仮学的課題であつたのと同様に、国学の成立にとっての契機もまた仮名遣という語学的技術の問題であつたのである。これは、恐らく偶

然の符合ではない。

平安時代の古訓点記入以来、曲がりなりにも継続して來た万葉集の解説と注釈が、契沖の『万葉代匠記』（元禄四年精撰本成立、一六九二）に至つて最も強固な語学的技術の裏付けを得た。これによつて万葉集は、古今集と並ぶあるいはこれをを超える古典としての地位を確立したのである。契沖が確立した歴史的仮名遣は、万葉集注釈過程と不可分の技術的規範であつた。

古典の觀念は古典学とともに成立する。古典の觀念と古典学はテキストの規範意識だから發するのではなく、テキストへ接近する技術と相俟つて成り立つものだからである。このよう中世古典学も近世古典学も、同様にその存立の契機は語学的技術に發するのであるけれども、この両者の技術の間には質的相違がある。例えば、

藤原定家が古典作品の本文を整定する際の方法は、古写本の意改をあえて厭わず、<sup>注17</sup> 読解の便宜と美的判断を優先するような主觀主義的性格を持つっていたことが指摘されている。近代文献学の常識から見てこの異様の事実は、「みやび」に象徴される王朝文化の觀念的復元を目指した中世京都貴族の「新古今集」的性格によく符合する。

これに対して契沖が実践した文献尊重主義は、アブリオリな判断を極力排除したラジカルな知性の所産であった。古典解釈に際して取られた国学者達の禁欲的な態度は、解釈の技術に一層の磨きを掛けた。

近世古典学が確立した技術のうち、これまで余り重要視されてこ

なかつた顯著な一例を挙げると、古文解釈で今日御馴染みの、口語訳の方法の開発がある。筆者の知る限り、和歌口語訳の最初の実践は、富士谷成章『かざし抄』（明和四年成立、一七六七）においてであろうが、本居宣長もまたほぼ同時期に『古今集遠鏡』（寛政六年以前成立、一七九四）において逐語的口語訳を試みている。この逐語的口語訳が古典解釈においていかに斬新な方法であつたかは改めて強調されてよいだろ。この最初の古典口語訳の表記は、次に見るようにまたしても片仮名文であつた。

ナニトセウ アライヂワル コノヤウニアロモノナラバ

いかにせん あなあやにくの春の日や 夜半のけしきのから  
ましかば

（後拾遺集・恋二・六八三）  
云フ事サヘ チヤニ サテモイヂワルク

秋とだ にわすれんと思ふ月かげ を さもあやにくに打つ衣  
かな

（新古今集・秋下・四八〇）

『かざし抄』上

年のうちに春は来にけり一とせをこそとやいはむことしとやい  
はむ  
在原元方

○年内ニ春ガキタワイ コレデハ 同ジ一年内ヲ 去年ト云タモ  
ノデアラウカ コトシト云タモノデアラウカ

袖ひぢてむすびし水のこぼれるを春たつけふの風やとくらむ

紀貫之

○袖ヲヌラシテスクウタ水ノコホツテアルノヲ 春ノキタ今日ノ

風ガ フイテトカスデアラウカ

### 『古今集遠鏡一の巻』

近世の古典研究は、「俚言」すなわち庶民の日常口頭語を前提にしなければ成立しなくなつてきたのである。ここに至つて、平安末期以来、長らく注釈とともに歩んで来た古今集研究は、成章とりわけ宣長の自覺的批判に基づく古典テキストの逐語的口語訳という破天荒な方法の開発によつて根本的な質的転換を果たしたといえよう。近世国学は、かくしてそのシステム自体に「俚言」＝日常口語を取り込むことによつて、<sup>注18</sup>方法論の側から、後述するような学問の大衆化を吸收したのであつた。

国学はそれ以前の日本のいかなる学問とも本質的に異なつていた。それは、この学問を担つた人々の社会層の驚異的な裾野の拡がりに現れている。江戸時代中期から加速された貨幣経済による消費生活の拡大は、それまで貴族権門に限られていた古典研究の担い手を上層庶民にまで拡大して、日本古典学を空前の大衆化に導いた。国学の大成者本居宣長は、少年期の僅かの期間の江戸在府と青年時代の京都遊學を除けば終生伊勢松阪に在住し、多くの門弟を育成したが、彼等の職業は、武士、神官から農民、商人に至るまで、庶民層の広い範囲に及んだ。鈴屋門の人々は、西日本を中心に全国的な拡がり

を見せるが、とりわけ地元伊勢を始めとして近江、尾張、美濃、三河、遠江の東海地方に濃厚に分布した。<sup>注19</sup>わが国の先端的な学問が、

これほどの規模で近畿や関東以外の地で展開したことは歴史上空前のことであつて、かかる学問の大衆化と広域化は、その方法論の内

実にも深刻な影響を及ぼさざるを得なかつたであろう。古典以外のいかなる権威にも依存しない「自由討究」という国学運動を代表するスローガンは、日本古典学の大衆化と広域化の象徴でもあつた。

かくて、日本古典の深奥を究めるために、京畿の学閥に依存する時代は過去のものとなり、古今伝授に代表される中世歌学の秘密主義・貴族主義的性格は、学問の大衆化の波の中に孤立していった。<sup>注20</sup>

国学が従来の、そしてそれ以後の学問とも区別されるもう一つの大きな特徴は、その総合的性格にある。国学の総合的性格とは、文學、語學のみならず歴史学までを包摂する百科全書的体系を指してゐる。文艺研究と言語研究がパッケージの関係にあるのは中世古典以来の伝統であるが、日本書紀学を柱とする歴史研究がいかに近世古典学の中に流れ込んできたのであろうか。

古代以来の史籍研究の柱は、日本書紀の訓読であつた。その担い手は、長らく江家、菅家を中心とする大學寮にあつた。そこで留意されるのは、平安時代以来博士家によつて担つて來た日本書紀訓読の学問を集大成したのが鎌倉時代末期、平野神主家のト部氏といふ新興の家柄であったことである。以後、日本書紀研究の主流は大學寮を離れて神代卷の注釈を柱にした神道家による古典研究へと移

行する。神道家の書紀研究は、神代卷が中心であり、そこでは歴史と神話が未分化であるというよりは「歴史的記録の部分はほとんど顧みられ」ていかないのが実情である。その方法は、今日にいう歴史的方法であるというよりはむしろ観念的な仏教教学さらには文芸解釈の方法に接近する。<sup>注21</sup> 日本書紀の学問を担つた彼等が他方で古今集注釈の担い手でもあつた。神典と化した神代卷の学問は今日日本史学史の研究対象にさえなつておらず、近代史学では、江戸期国学の堅実な歴史研究に比べて中世日本書紀学の評価は際立つて低い。

しかし、訓読が唯一の方法であり、訓読すること自体に注釈が含まれていた古代の書紀研究から脱却し、独立した日本語の文章を伴つて注釈自体が分離してくるという中世書紀学の本文読解に歴史的特徴が観察される以上、そのこと自体が学史的考察の対象である。したがつて、内容の「牽強附会」「荒唐無稽」は、中世書紀学全体の部分的な性格に過ぎず、古代と近世をつなぐ日本書紀学の歴史的展開の文脈において再評価されなければならない。<sup>注24</sup>

神話が神典化し、さらに物語と化する、という中世日本書紀学の展開は、文芸解釈の手法に接近したことでかえつて、歴史研究が総合的古典研究である近世国学に無理なく含まれるという幸運をもたらした。文芸・言語研究と史籍研究は、相互に影響し合うことによる類似の学史的展開を見せつつ、近世にいたつて、国学運動の中で合流するのである。

### △注▽

(注13) 伊藤東涯『助字考』(宝延四年刊、一七五二)『操觚字訣』(未定稿を子の東所が宝暦一三年、一七六三に編集) 萩生徂徠『譯文筌蹄』初編(正徳五年刊、一七一五)後編(寛政八年刊、一七九六)

『訓譯示蒙』(明治一四年刊)皆川淇園『助字詳解』(文化一〇年刊、一八一三)

(注14) 勉誠社文庫43『助字詳解』解説(国金海二執筆)

(注15) 吉川幸次郎『徂徠学案』『日本古典文学大系』萩生徂徠(岩波書店、一九七三)所収

(注16) 丸山真男『日本政治思想史研究』(東京大学出版会、一九五二)

(注17) よく知られているのは紀貫之自筆本「土佐日記」を書写する際の態度である。すなわち冒頭の「乎とこもする日記といふものををむなもしてみむとてするなり」は定家の解釈によつて「乎とこもすといふ日記といふものを、むなもして心みむとてするなり」に変えられている。小松英雄『いろはうた』(中公新書、一九七九)定家は、和歌の校訂においても古写本を絶対視するのではなく、「ことわりのかなひ歌の聞きよき(顕注密勘)」家本を優先する鑑賞中心の態度をしばしば見せるという。片桐洋一「古今和歌集の注釈史」(『講座 古今和歌集』(有精堂、一九八七))

(注18) 古典解釈と日常口語とのかかわりは中世抄本に溯る事を我々は知っている。これに関連してテキスト解釈と俗語が抜き差しならぬ関係にあることを近世初期のいわゆる「唐話学」に携わる漢学者たちが実感していた。当代の俗語を多分に含んだ宋儒語録の解説は近世前期の朱子学者にとって必須の課題であったから彼等はいやおうなしに俗語への関心を持たざるを得なかつたのである。学者としての前半生を朱子学者として過ごした荻生徂徠の俗語へのみなみならぬ関心は当然このような背景と関連している。しかしのことと成草や宣長の俗語への傾倒がどう関連するかは未解明である。鳥居久靖「日人編纂中国俗語辞書の若干について」

近世日本中国辞書史稿の四一」「天理学報」一二三、一九五八・三、村上雅孝「唐話学の夜明け前—唐話辞書『語錄解義』のテキストとその性格—」『国語論究』第5集「中世語の研究」(明治書院、一九九四)。

(注19) 宣長自筆本および追加本『授業門人姓名録』(本居宣長全集)

第二〇卷筑摩書房)

(注20) 鈴屋に入門を希望するものは四項目の箇条書きからなる誓詞の提出を義務付けられ、その一条には「於大人御流義者秘伝口授な

と申儀會而無之旨堅相守、左様之品を申立、渡世之便りと致し候様之儀など惣而鄙劣之振舞を致、古学之名を穢し申間敷事」とあつた。(本居宣長全集) (筑摩書房) 第二〇巻) これは、門入たる

もの「公之御制法」に背くべからざることを誓わせた項目とならんで立てられており、宣長(等)が秘伝口授の類いをいかにいかがわしい唾棄すべきものと考えていたかを示している。宣長の思想が反権威主義の色彩を濃く持つてゐることは様々なところで指摘されているからあえて繰り返すのも愚であるかも知れないが次の記述は引用しておきたい。「世ミナ思ヘラク、歌ハ堂上ニヨラデハカナハヌ事也、地下ノ歌ハ一向用ヒカタント云、又ソノ堂上ノ内ニツキテモ、一條家デ候、冷泉家デ候、道統相伝ノ御家デ候ナト云事ハ、聞モウタテシキ事也」『排蘆小船』

(注21) 『日本書紀』(五)(岩波文庫) 解説(家永三郎)

(注22) 天台学侶良遍による応永年間にわたる著述の中心を成す『日本書紀聞書』においては、例引される本文解釈の所説にさいして、しばしば和歌が引かれているという。しかもその

大半は典拠未詳の伝承歌というから、同時代に隣接する歌学書の諸注釈を擬制した方法がこの時期の史籍注釈の世界で採用されていたことになる。阿部泰郎「良遍『日本書紀』注釈の様相—学問の言談から“物語”としての『日本紀』へ—」『国語と国文学』第八五一号(一九九四)

(注23) 『日本書紀纂疏』を著した一条兼良は「歴史家」であるよりは国

文学史上著名な人物である。古今集の注釈書として『古今集童蒙抄』『古今集秘抄』(文明年間)、神楽・催馬樂の注釈書である『梁塵愚案抄』(康正年間以前)、源氏物語の注釈書『源氏和秘抄』(宝徳元年)『花鳥余情』(文明四年)『源氏秘訣』(文明九年頃)などが知られる。

(注24) 注22阿部前掲論文

#### 四 近世語学書における規範の拡散

中世古典学が京都貴族の階級的没落感とそれに伴う言語的疎外感を活力源として発足したことは、すでに述べた通りである。京都貴族は、自らの階級の拠つてきた始原としての王朝文化を、極めて理想的かつ観念的に復元しようと試みた。その彼等の努力を象徴するものが『新古今和歌集』であつた。新古今集は、その極度の言語的洗練によって後の世の歌詠みの飽くなきあこがれの的とはなつたが、その洗練の排他的本質の故に、容易に後人の模倣を許さぬものが、新古今集のかかる観念的排他的本質は、歴史を一貫して歌詠みの規範であり続けた古今和歌集の普遍的性格とは異質のものである。

他方、近世国学を担つた人々には京都貴族が持つていたような没落意識を伴つた倒錯的コンプレックスは觀察されない。近世古典学者は過去への劣等感から解放されてはいたけれども、中世の学問の閉鎖的階級性を打破した後の彼等の眼前には、「民族」という途方

もない問題が立ちはだかったのである。強固な語学的技術に裏打ちされた記紀万葉の注釈の完成によつて、平安王朝を超える価値体系としての「上つ代」が近世古典学者によつて獲得された。<sup>(注27)</sup> 規範としての「上代」の観念への到達は、民族としての日本人の発見と相即し、さらに上代史籍を支える「国史」の観念へと通底する。近世においては、歴史学もまた飛躍的な発展を見せた。

ところで語学的規範の観点から見た近世国学の歴史的展開はどのような様相でとらえられるであろうか。大衆性、広域性および諸学の総合性を特色とする国学を基盤とする近世語学は、その研究対象も、王朝古典のことばにこだわらない多様な拡がりを見せるに至つた。国学は、その方法の実証的性格によって特徴付けられるから、近世語学者がその実証的當為をどの文献に依存して行なつてゐるかを検証することによって、彼等がどのような言葉を研究対象としているか、すなわち規範と仰いでいるかがわかるであろう。

近世国学における語学的規範の拡散過程を考える上で、富士谷成章と本居宣長の存在が重要な意味を担つてゐる。すでに述べたように、彼等は伝統的歌学の枠組みの中に位置しながら『かざし抄』と『古今集遠鏡』において、古典注釈史上初めて逐語的口語訳を実践した。このことは、「里言」「俚言」と呼ばれる日常口語に対する学問的関心が高まり、これが学問の制度の中に組み込まれたことを意味している。日常口語が近世の学問の制度に取り込まれた以上、方言も含めた日常口語が学問の対象として取り出されるのは目前の問

題であった。自らの学問体系に、すでに現代中国語（南京官話）を取り入れていた荻生徂徠は、『南留別志』（元文元年、一七三六）において、方言や俗語に関する強い興味を示してゐるし、本居宣長は、諸国の方言への関心を次のように述べる。

すべてゐなかには、いにしへの言のこれる事多し、殊にとはき国人のいふ言の中には、おもしろきことどもぞまじれる、おれとしごろ心につけて、とおき国人の、とぶらひきたるには、必ずその國の詞をとひき、もし、その人のいふ言をも、心とめてき、もするを、なほ國々の詞共を、あまねく聞あつめなば、いかに面白きことおほからん

### 〔玉勝間〕（寛政五年、一七九三）「ゐなかにいにしへの雅言ののこれる事」

この当時、方言研究の展開が宣長の期待した通りの道筋を辿りつあつたことは意味深いことである。猪苗代兼郁『仙台言葉伊呂波寄』（享保五年、一七二〇）、最古のいふは引俗語辞書『志不可起』（享保二年、一七二七）、山本格安『尾張方言』（寛延元年、一七八）、堀季雄『浜萩』（明和四年、一七六七）、越谷吾山『物類称呼』（安永四年、一七七五刊）、太田全齋『諺苑』とこれを増補した『俚言集覽』（一九世紀前半成立）のごとき口語方言辞書になつて具体化するのがそれである。これら俗語の研究が一八世紀以後急速に発展したことには理由があつたのである。一方、伝統的古典学の枠内にある語学書の方法も多様な拡がりを見せた。宣長や成章の語学

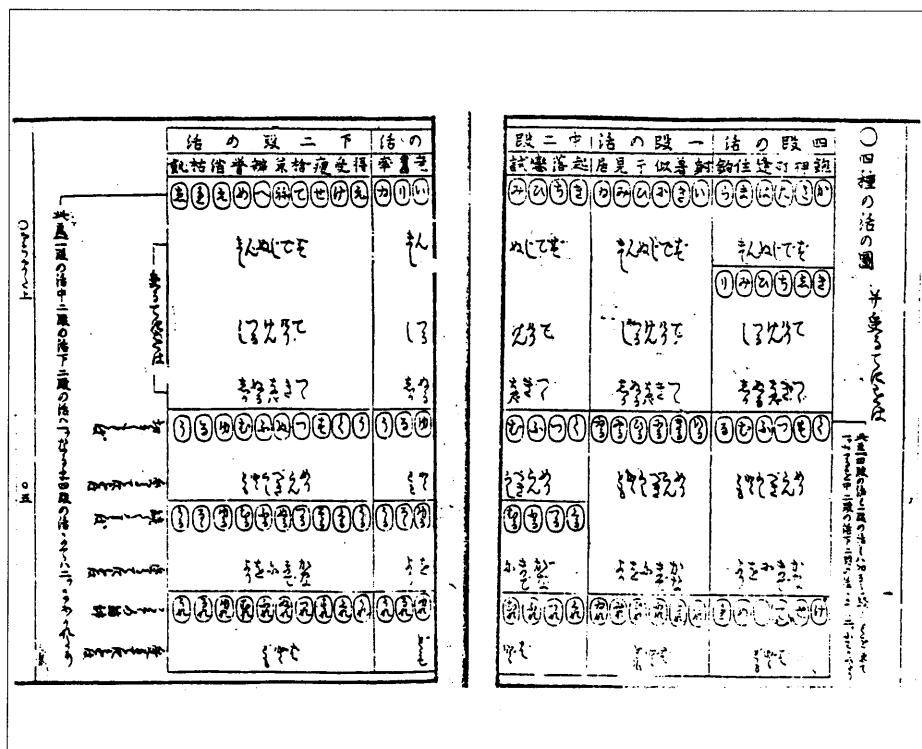
研究は、依然として伝統的歌学の枠組みを維持し、したがつて考察の根柢となる用例も、三代集を中心とする和歌から引かれていた。これに対し、彼等の業績を継承した次世代の研究は、分野細分化の様相を呈し、言葉の仕組みそのものを自覺的に追究する言語学的考察が出現する。本居春庭『詞八衛』（文化五年、一八〇八刊）では、万葉集、八代集のほかに源氏物語、伊勢物語、竹取物語、かげろふ日記、枕草子、住吉物語、和名抄、新撰字鏡など散文から古辞書の用例を涉獵している。宣長の次世代においては、中世古典学以来の規範と学問対象との相即関係は崩れ、言語研究が伝統的歌学の枠組を越えて独自の展開を見せ始める。

中世古典学存立の技術的契機であったテニヲハ研究は、本居宣長『詞玉緒』に至つて係り結びの法則として集大成された。以後の研究は、テニヲハに呼応して形を変える用言の活用研究に精力が向かられる。鈴木脤『活語断続譜』（享和三年頃成立、一八〇三）は、動詞に後続する文法要素との断続（きれづき）に着目して活用組織を解明し、本居春庭『詞八衛』は、動詞に後続するテニヲハを軸にして、動詞の活用組織を解明した。

中世古典学に発したテニヲハ研究の本流は、宣長による係り結びの法則の発見へ、さらに係り結びから活用の発見へと一筋の道に連なってきた。四段活用、二段活用、一段活用のように動詞の活用組織を五十音図の秩序に当てはめたのは本居春庭であつたが、もちろん活用と五十音図は論理的に無関係である。しかし実は、春庭の功

績はこの無関係なものを説明原理として採用したことにある。逆説的な意味でなく、これによつて日本語動詞活用の研究は、事実上形態音韻論的認識の一歩手前の段階に達したのである。<sup>注29</sup> あたかもこの事実は、比較文法と呼ばれた一九世紀の言語学が方法論的精密さを増すにつれて分析化し、「音韻対応」というそれ自体では何等の情報も担わない要素に到達したことと類同の学説史的展開である。活用研究はその後さらに洗練の度を加え、今日見るような形での古典文法の活用組織を最終的に完成したのが東条義門『和語説略図』（天保四年刊、一八二三）であった。このときすでに幕末の動乱が間近に迫つていた。

詞八衛「四種の活の圖」



和語説略圖（天保三年再刊本の一部）

This table provides a detailed analysis of verb forms across four sections:

- 活の段四 (Goku no mono shiki):** 表示する (shōsaseru)
- 活の段一 (Goku no mono i):** 表示する (shōsaseru)
- 活の段二中 (Goku no mono ni-chū):** 表示する (shōsaseru)
- 活の段二下 (Goku no mono ni-shita):** 表示する (shōsaseru)

The table includes columns for various grammatical features such as tense, aspect, and mood, along with specific examples and their meanings.

## △注▽

(注25)『日本文芸史・第三巻「中世』』第二章第二節「新古今和歌集の成立(松村雄二)」(河出書房新社、一九八七)

(注26)二条良基は新古今集を高く評価しつつも、「初心の人にはわろし」(近來風体抄)と無条件で規範的位置に据えることをためらっている。その根拠は中世歌壇全般を通じて存在した新古今集を「花すぎたる」歌集とする評価があつた。細川幽斎は「五人の撰者まちまちにて定家卿の本意あらはれず」(聞書全集)とし、不統一をもつて「花がすぎたる」理由とする。ここに、個々の歌人を超えて均質な古今集的世界と個人の歌風が露呈する中世和歌との相違を見いだすこと也不可能だろう。小西甚一『日本文藝史Ⅲ』二

「和歌の古風と新風」(講談社、一九八六)

(注27)第二節注12参照。

(注28)足立巻一「やちまた」(朝日文庫)にすでにこの指摘がある。

(注29)鈴木重幸「四段活用論の成立」松本泰丈編『日本語研究の方法』(むぎ書房、一九七八)は、動詞の活用組織を本来論理的に無関係な五十音図によって説明する春庭の『詞八衡』における活用図を鈴木脰から後の後退と低く評価する。

## 五 近代文法学における規範主義

日本語の文法研究は、中世における古典学の発足とともに自律的な歩みを遂げてきた。その際、最も重要な歴史的展開の軸とは「規範」観念なのであって、これが当初の平安王朝文化に関する極めて限定的な概念から、次第に大きく自己拡散を実現してきたのであつた。つまり、日本における言語研究は、王朝和歌を対象にしたものから王朝散文へと領域を広げ、ついに日常口頭語へその考察の遠心

性を強めるに至るのである。

本稿において筆者は、近代以前の文法学が日本語のどの局面を研究対象としているのかに重点を置いて、その変遷の相を観察してきた。近代以前の古典学者たちが何を対象に研究しているかを観察することは、彼等が何を以て古典再構成のための規範と仰いでいるのかを問うことであつた。その結果、日本古典学が成立した中世から近世に至るまでに、その規範観念が長期的に拡散展開してきたことが明らかになつたのである。

ところで、従来の文法学説史は、学説内容の論理的整合性の検証に重点を置こうとしてきた結果、歴代の学説がそもそも何を研究対象としていたのか、つまりどのような言語を古典再構成の規範としたのかという当然の観察が等閑に付されてきたのである。日本文法学説史の叙述は、従来のように内容の論理性の検証を重視しなければならないのは当然であるけれども、研究対象と採用例の源泉資料の変遷をも考察の視野に入れる必要がある。

日本文法学史の論理重視の経過から見て、学説史上における近代的文法学の成立をどの学説に設定するかは、さほど見解がわかれているわけではない。明治維新という学問にとっての外的変革が、この区分を比較的容易にしてきたことも一因である。

ところで、今日における大方の理解では近代文法学確立過程に二つの画期的段階を設けているように思われる。すなわち品詞分類と構文論の成立があつて、各々の段階を中心的に担つたのが大

楳文彦と山田孝雄であった。古田東朔によれば、幕末、洋学の興隆<sup>注30</sup>によつて西洋文典の枠組みに合せて品詞分類に力点を置く研究が、従来の国学系統の「てにをは」と「活用」に重点を置く研究と対立するようになつたといふ。この対立関係を統合して、後の日本語の品詞分類の基礎を築いたのが大楳文彦である。大楳の研究は、『語法指南』（一八八九）『広日本文典』（一八九七）『同別記』（一八九七）によつて知られるが、大楳の文法論についての定評はともかく、彼が日本語のどの側面に注目し、何を対象にして文法体系を構築しようとしたのであるか。『広日本文典』の「例言」には、次のような記述を見いだし得るのである。

書中の語法は、宗と、中古言に據りて立てつ、奈良朝以前の特別なるは、姑く異例とせり。其中古といふは、凡そ、桓武の朝より、後三条の朝までを指す。…………唯後世の口语調なるは捨てつ。………… 散文と和歌とには、語格用法の、自ら相異なる所もありて、并立しがたき事あり、此書、固より、散文の文法なれば、深く、和歌の法には言ひ及ばず。

考察の対象を右のように限定した理由について、大楳は述べていない。大楳の文法論は、方法の枠組と論理的展開において近代的な側面を持つ傍ら、この様に伝統的な古典文法の構築を目指すものであつた。ただ、その「古典文法」も古田が指摘しているように伝統的歌学の枠内に收まるのではなく、用例を散文に求めるものであつ

たことは、先に述べた江戸時代語学の研究史を発展的に継承するものであつたと言えよう。<sup>注31</sup>

大楳による日本語の品詞分類の確立に次いで、その分類単位である語が組み合わさつて、完結した情報や思想を表示する「文」の成立の条件を探求する試みが行われるようになる。そしてそれを担つたのが山田孝雄である。いわゆる山田文法が今日いかに高い評価を獲得しているかは喋々するまでもないが、彼の『日本文法論』（明治三五年、一九〇二）『日本文法講義』（大正一年、一九一二）『日本文法学概論』（昭和一一年、一九三六）なども大楳文彦と同様に、いずれも古典文法の理論構築を目指したものであることは改めて留意されるべきであろう。山田は、『日本文法論』では自らの研究対象を「其の主とする所は散文に於いて、律語に於いて、現代の標準的記載語として、用ゐらるゝものを対象としたり。」（同書緒言）と規定するのみであつて、何故「現代の標準的記載語」が研究対象となるのかが問題にされていない。この点については、後に上梓された『日本文法学概論』の方では多少詳しく述べている。

現今文語と称せらるゝもの、実態如何といふにそのさす所殆ど一定せず。或は文語を以て古語の如くに説くものあり。然れども今日の文語はおのづから今の文語にして古代に未だかつてこのまゝの有様のもの存せざりしなり。又その語法の如きも平安朝時代の文法によるといふ人あれど必ずしも然らず。さて現代の文語と目すべきものは、大体書籍雑誌等に於ける論説の如

きもの、又所謂口語体以外の雑誌類又詔勅法令に用ゐらるゝ文章の如きものをさすと知るべし。この現代の文章は鎌倉時代以来変遷し来れる和漢混淆体の文章にして、この現代の文章は一方に於いて、漢籍の訓読によりて伝へられたる言語及び語法を著しく、加味したものなりとす。

『日本文法学概論』第一章、一一頁  
山田の文語觀は、大槻と多少異なつて、ある特定の時代の文法体系を反映するものではなく、平安時代に發足し、さらに鎌倉時代に書き言葉として確立して以来、近代まで蓄積されて來た總体としての古典語の仕組みを廣く指しているものの如くである。山田はかよう文語の近代的側面を強調するのであるが、たとえ近代文語であつても用言の活用組織を始めとする根幹部分の体系は、平安時代語的特徴に發していることは否定できない。定義にこそ多少の違いがあるけれども、『広日本文典』と『日本文法論』で扱われる日本語の性格に違ひが存在するようには見えない。

大槻と山田の文法学説が、ともにその論理と方法において、近代科学としての性格を有していることは間違ひない。とりわけ山田文法が、品詞分類の形式的性格を脱して「文」成立の契機を問うなどの問題設定の徹底性とともに、心理学を導入した思弁性によつて特に高い評価を獲得してきた。山田文法が学説史上始めて規範的性格を脱し、学理的なものとなるに至つたとする評価は、今日の文法学の見解をほぼ代表するものであるといえよう。山田自身も自著で  
注32

規範的方法との峻別を次のように述べてもいる。

文法学は如何なる學問なるか。從来往々これを以て文章の誤を正す為の學問なりと考へたるが如し。もとより文法学を知るときはその知識を應用して文章の誤を正しうべしといへども、こはその直接の目的にあらず。文法学の本質は記述的の學問にして國語の間に存する理法を探究し、之を説明するに止まるものにして正不正の規範を論じ美醜の標準を論ずるを目的とするものにあらざるなり。

『日本文法学概論』第一章、一六頁

しかしながら、近代的文法学説の建設を担つたと評価される大槻と山田が近代日本語を対象として研究したのではなく、ともに王朝古典文学のことばに集約される伝統的な古典語を対象としていたことは、学説史上的評価においてとりわけ留意すべきものを含んでいるだろう。近代的日本文法学は、近代語研究としてではなく、伝統的規範言語である古典語研究の理論的集成として出発したのである。いわゆる王朝古典語が、鎌倉時代以後の日本人にとつて恣意的規範の性格を持つものではあることはすでに述べた。大槻や山田がその文法論において考察対象を前提的に古典語に限定し、かつ古典語に限定したことの根拠を述べない以上、その研究が「規範的性格を脱して」いるとは認め難いことが了解されるであろう。研究対象をアーリオリに古典語に設定すること自体、伝統的規範を承認したこと

格とは、見掛け上のことには過ぎず、彼の学説は實際は古典文法の近代的再編成を目指したものであった。しかし、従来の文法学史はこのことに触れず、どちらかと言うとその論理的性格の強固な点とともに心理学を導入した内容の独創性によつて学説史に名をとどめて来たように思われる。

伝統的古典学と近代科学たる心理学が連携した例を、我々はすでに有坂秀世の『音韻論』<sup>注33</sup>によつて知つてゐるが、言語研究における基礎理論を心理学に求めるのは、ヘルマン・パウル『言語史原理』（一八八〇）に先例がある。周知のようにこの書物は、一九世紀の比較言語学の成果を理論化したものであるが、彼は「言語学は個々の事実を確認すべき場合でも、あくまで心理学的でなければならぬ」<sup>注34</sup>と述べるほど心理学に傾倒していた。興津要によればパウルは、心理学の基礎的情報をヘルマン・シュタインタールに、哲学は、フンボルトに依つてゐる<sup>注35</sup>。一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての言語研究がともにその理論化に際して心理学を好んで援用するのは、いかなる学問的背景に基くのであろうか。

そもそも独立した学問体系としての心理学が確立したのは一九世紀後半頃であるが、中でも始めて実験心理学を確立したヴァントの存在が画期を成すといわれる。ヴァントは、ライプチヒ大学で一八七九年に実験心理学講座を開設したのであるが、ライプチヒ大学は同じ頃、比較言語学の中心地でもあった。ヴァントは、心理学の実験的方法の開発者であると同時に大部の『民族心理学』の著述で知られる。<sup>注36</sup>

民族心理学は、民族の心理的傾向を民族精神 *Völksgeist* として措定し、文化的価値観を共有する集団心理を研究したのであるが、一九世紀の心理学草創期においては、古典学的伝統に由来する民族の精神的求心力の探求に強い関心が持たれたのである。仮構された民族精神には、理想主義とともに伝統的規範意識が容易に付きまとつだろう。明治期日本の言語学者たちに、この民族心理学の諸概念が強い影響を与えたと見られる。新興科学たる心理学において民族精神の探求が選ばれたのは、比較言語学を含むドイツ古典研究者の理論的期待によく応えたものであつた。ドイツの言語学者は、とりわけ自國民族に対する強い関心を持つていたからである。彼等は、言語とは何かというすぐれて哲学的な課題に対して心理学の側から解答を見いだそうと試みた。

言語学が対象とする「言語」とは、一体何ものであるのか。どのように定義されるべきであるのか。この問いに対する解答は、簡単には得られそうもない。口頭語の物理的側面は音響であり、書記言語の物理的側面は染料の粉末に帰せられるであろうから、この問題を突き付けられた草創期の言語学者は苦慮の揚げ句、研究対象の安定性の担保を人間の個人心理の中に求めたのであつた。

しかしながら一方で、言語が人間相互の伝達の手段であり、その存在の本質において社会的な側面を持つてゐることもまた否定し難いのである。言葉という個人的記憶の貯蔵物を所有するもの同士が互いに意思伝達が可能である事実は、個人的貯蔵物相互の共通性を

前提しなければ理解できないことである。すなわち、言語には純粹に心的個人的な側面とともに、意思伝達を可能にする社会的側面を併せて認めなければならない。言語の存在を可能にしている個人的側面と社会的側面、この矛盾する性格をどのように過不足なく定義すればよいのであろうか。この課題の解決に取り組んだのは、一九世紀比較言語学の最末期に生きたフランス語圏イスラム人のフェルディナン・ド・ソシュールであったが、彼の学説が影響力を持ち始めるのは二〇世紀初頭から数十年を経てからのことである。彼の講義録『一般言語学講義』<sup>注37</sup>が日本語訳されたのが一九二六年のことであつた。

ヴァントやパウルが理論的影響力を持つていた段階は、言語の個人的性格と社会的性格との矛盾がいまだ問題の俎上にのぼっていなかつた。当時はまだ古典学以来の規範意識や場合によつては論理的規範によつて研究対象を把握しようと努力を続けていた状態であるから、言語の心的定義に表向き破綻が生ずることはなかつた。

例えれば、東京の中産階級出身の有坂秀世が「音韻とは発音運動の理想である。」と定義するとき、有坂の個人的記憶の中に貯蔵されている「理想的發音」と彼が生まれ育つた日本で最も權威ある東京の方言音声とは、ほとんど重複して意識されていただろう。すなわち、研究者の内省の基盤と言語規範意識のよつて立つ根拠、さらに当面の研究対象である權威ある中央方言が有坂においては完全に一致している。よつて權威ある中央方言の所有者である有坂の「音

韻論」的判定は、そのまま審判者のニュアンスを伴うのである。このように古典学以来の伝統的規範は、近代科学の洗礼を受けつつ心理学の諸概念の中に安定性の拠り所を見いだした。特に研究者が伝統主義者であるか都育ちの人物である場合、彼の「科学的」判断の根拠なるものは、往々にして伝統的規範と極めて安易に重複する。ところが、すでに見たように長期に亘つてこの規範の觀念が拡散し、その結果言語の社会的側面の多様性（例えば方言の多様性や方言内部の位相差の多様性）に觀察が及ぶとき、この心的個人的規定はたちまち理論的破綻に陥るのである。有坂理論に立脚する近畿地方出身の研究者の場合を想定して見よう。彼は、恐らく奥羽方言音声の「發音運動の理想」に通じていないと思われるから、もし彼が当該の音声を觀察する場合、それが話者の理想的發音とどれ程の距離があるのかを測定する客観的基準の不在に苦慮しなければならないだろう。かように、言語学が古典学から分離してまだ日の浅いときに編み出された言語の心的定義に従う限り、言語の持つ個人的性格と超個人的性格、社会的多様性、さらには歴史的変遷を破綻なく説明することができなくなるのである。有坂理論に立脚する研究者は、「發音運動の理想」を自らの内省にしたがつて決定し、彼なりの理想的な音韻体系を再構成するのであろうが、その際、記述の科学性を担保する基準を結局は研究者自身の内省中に求めざるを得ない。言語の存在根拠をもつばら心理の中に求める学説の果たす限界と弊害は、かく明白である。

## △注

(注30) 蘭文典の「格」の考え方によつて「てにをは」の分類を行つた飯

田蘭台「登尔波考」(文政二年、一八一八)、品詞分類に新知見を開いた鶴峯戊申「語学新書」(天保四年、一八三三)が知られる。

古田東朔「文法研究の歴史(2)」「岩波講座日本語6文法I」(一)

九七六)

(注31) 古田注30前掲論文

(注32) 古田前掲論文は山田文法を評価して次のように述べる。「(山田文法は) ガント Wundt の心理学・論理学等に基づいているだけではない。富士谷成章以後のわが国の旧来の学説に検討を加え、他方スウェイート H. Sweet やハイゼ J. C. A. Heyse の説も参照し、批判すべきといふ、攝取すべきといふを明らかにした上で、論を立てているのであって、日本文法はここにおいて規範的性格を脱して、學問的なものとなるに至つた。」

(注33) 拙稿「有坂秀世「音韻論」成立の一断面—プラハ学派との関わりから」〔富山大学人文学部紀要〕第一四号、一九八九

(注34) パウル「言語史原理」「序説」六七頁(講談社学術文庫上巻、福音喜之助訳)

(注35) 興津要「英語学大系言語学史」六〇頁(大修館書店、一九七一)

(注36) T. H. リーヒー「心理学史」(誠信書房、一九八六) W. Wundt : *Völkerpsychologie*, Leipzig, 1911 R. H. ロウビンス

「言語学史」第七章(研究社出版、一九九二)

(注37) 小林英夫訳「言語学原論」(岡書院、一九一六)

(注38) 拙稿「新資料「有坂秀世氏音韻論手稿」をめぐる幾つかの問題について」「文芸研究」第二三四集、一九九二、「史的音韻論の成立」「国語学研究」第三四号、一九九五

## 六 口語文法の成立

日本文法学における「規範」の問題(釘貫)

有坂と同時期に文法論の分野において、近代的理論を確立した山田孝雄の学説もまた、心理主義的な性格を持つていた。山田が目指した文法学の対象は、規範言語たる王朝古典語に基盤を置く文語であつた。わが国の文法学史上初めての近代的で学理的な文法学説として評価される山田文法のその根幹部分が伝統的な文語文法であったことは、歴史的にいかなる意味付けが為されるのであろうか。

先ず、山田の文法学説の内容 자체が持つてゐる要因からの意味付けである。山田文法は、品詞分類、語の定義、文の定義の近代的性格によつて特徴付けられている。山田学説のかかる歴史的役割に照らして、その対象とする言語は、明治期のダイナミックで流動的な現代口語であるよりはむしろ、どちらかといえば歴史的評価の定まつた静態的で揺れのない文語のほうが好都合であった。さらに、山田が研究対象とする「文語」は、彼も指摘していいたように、十世紀前後の歴史上の特定言語であるというよりは明治期前半の新聞記事、小説、法律用語などに広く用いられる実用性の高い文章語であつて、実はその社会的に安定的な存在が、文語文法である山田文法の現代的意義を支えていた。<sup>(注39)</sup>

他方、実用上の規範意識を伴つた標準口語の存在は、近代国家経営のための不可欠の条件である。国や企業の機関文書、法律、学術論文、新聞、小説の文章のスタイルなども出来得る限り、その標準口語を基盤とした記載言語の体系を持っていることが能率上も普及の上からも望ましいであろう。その際、標準口語としての資格を最

も豊かに備えていたのは東京の教養層の話し言葉であったといわれている。<sup>注40</sup> 近代的標準口語は、結果として東京の教養層の言葉が採用されるに至つたが、田中章夫は、江戸時代後半期においてすでに江戸の教養層の言葉が全国の疑似標準語的地位を占めていたという。<sup>注41</sup>

幕末における英米人の手になる日本語会話書において採録される日本口語は、武士あるいは上層町人の言葉であると見られ、今日の標準的口語に連続する近代語的性格を備えたものであつて、当時の外国人が日本語のどの側面に切実な実用上の要求を持つていたかを物語ついている。<sup>注42</sup>

明治維新以後、近代的統一国家としての実利を求めて文語を日常口語に近付けようとする試みが開始され、特に明治二十年代を最盛期とする在野の言文一致運動の結果、小説や新聞記事の文体は、遅くとも大正十年頃までには、ほぼ全面的に言文一致体を実現するに至るのである。他方、普通文の名で呼ばれた伝統的文語文は、次第に使用範囲を狭めたとはいえ官公庁の機関文書や新聞社説、法令、詔勅などに依然として伝統的価値を保存して、最終的には昭和二十年の敗戦に至るまで、権威的文草スタイルとしての地位を失うこととなかつた。要するに戦前までの日本近代の標準的記載言語は、主として在野勢力の努力の成果である言文一致体と伝統的古典語の文法体系に則った文語体との二重構造を成していた。ここに、近代文法学においてまだ古典的文語を研究対象とする余地と意義があつたのである。

上田万年は、明治二八年（一八九五）に、標準語は東京の教養ある階層の言葉を基盤とすべきであると主張した。<sup>注43</sup> 上田の提言は、将来を展望したものであるというよりは現状を追認したものであるとすれば、この時期すでに口語としての東京方言の権威がだいたい固定っていたものと推測することができる。名実ともに近代文法学の批判に耐え得る安定的な標準口語の確立は、この時期以後のことであると考えられる。口語といつてもそれを対象にする研究 자체は文章によつて書かれるのであるから、文字言語によつて記されるに足る均質で安定的な口語は、言文一致運動の成績の上がつた明治三〇年代以後の小説や新聞記事に観察されるであろう。

近代文法学の基礎を築いたと高く評価される一方でなおその研究対象を古典語に求めた大槻や山田に比べて、際立つた存在が松下大三郎であろう。松下は、後述するような独自の先進的な品詞分類学説によつて知られるが、松下に関して、学説史上とりわけ留意されなければならないのは、彼が『日本俗語文典』（明治三四年、一九〇一）によつて、文法学史上初めて口語を対象にして研究を行つたことである。しかもこの書の刊行は、山田の『日本文法論』に先行する。『日本俗語文典』「例言」の第一条に、

「本書は、百般の科学発達せる今日未吾人が日常思想を通ずる所の活々たる我が大日本帝国の口頭語を研究せるものなきを嘆じ、聊斯学のために貢献する所あらむとして著作せるものなり。」

とあって、松下が自覺的に口語文法の構築を目指したことが明らかである。また「例言」によれば、この論考自体は当初明治三二年十一月から雑誌『国文学界』に連載され、その後誤植を訂正して明治三四年、『俗語文典』刊行に至つたのであるという。明治三二年といえば言文一致運動の成績が次第に上がりつつある頃であるけれども、当時すでに口語文法書の意義を認めた松下の理論的先進性は幾ら強調してもし過ぎることはないだろう。

次にあげるのは『日本俗語文典』において引かれてる例文の一節である

夜が此の頃は長イ

静ニ花を見よう

随分ひどい事をする

一人ノ人がきた

董が沢山咲いてゐる

ナゼそれをいはない

何、そんな事があるものか

其ノ人は知らない。

『日本俗語文典』で挙げられている口語文は、今日の文法研究で取り上げられる例文のような込み入った微妙なものではなく、品詞の紹介を主旨とした単純なものであるが、口語文が文法学的考察の中心に据えられたことの持つ意味は極めて大きく、近代文法学説史上の一つの出発点として位置付けられるべきものである。さらに松

下は、方言文法の体系的記述をも企てていた。彼の故郷である遠江地方の方言に材を求めた『遠江文典』がそれで、明治三〇年四月より雑誌『新国学』に三回にわたって連載され、未完であったが、この文法学史上初の方言文法記述の試みも併せて記憶にとどめられるべきである。松下の研究態度は、伝統的規範を旨とした古典文法が主流であった当時の学界の水準をはるかに抜いた近代的発想に出るものであった。しかし彼の学説は、その後の近代文法学説の歴史的展開の中で、このような位置付けに相応しい扱いを受けてこなかつたのは遺憾としなければならない。古典学に発する伝統的規範の枠組みから最も遠い位置に拠りつつ学説を立ち上げたのが松下文法の特色であったが、この特色のゆえに明治以後今日に至るまで、一貫して古典学的教養を基盤にする国語学アカデミーの中では、常に傍流の位置に据えられて來たのである。特に戦前の学界の権威主義的な体質は、自覺的な反規範的文法学説を学界内部から生み出す芽を未然に摘んでいた。

しかし、すでに見てきたように日本古典学は、大きな流れとしてその発足以来その規範の枠組みを徐々に拡散し続けてきたのであって、この規範からの遠心のベクトルは、今日に至つても止むことなく継続している。その意味で松下の学説の反規範主義的性格は、戦後の学問の自由化の中で再び脚光を浴びることとなる。

## △注△

(注39) 前節で述べたように山田孝雄は「日本文法學概論」において、伝統的文語の近代的実用的意義を強調した。古典文法を保持しつつ、平易な現代的語彙を生かそうとする「普通文」普及の運動体である「日本文章会」が明治二一年(一八八八)に設立された。

この流れを反映して明治三八年文部省告示による「文法上許容二関スル事項」が発表された。これの趣意書ともいべき「現行普通文法改定案調査報告之二」(明治三九年)によれば、「中古文を基準としながらも、従来破格や誤謬とされてきた語法のうち慣用広くかつ久しいものを当代の立場から許容して教科書検定などに適用するものとした。」(『国語学大辞典』「普通文」の項目、辻村敏樹) 文語文といつてもむろん平安時代語のそれと同質ではありえず、近代語としての性格を伴っていたのであって、山田はこの事実を自覚しつつ古典文法を理論上の考察対象としたのである。

(注40) 田中章夫「東京語—その成立と展開—」六七頁(明治書院、一九八四)

(注41) 田中注40前掲書。

(注42) William Inbrie (1845-1926) *Handbook of English-Japanese Etymology* (1880) Aston, William George (1841-1911) *A Grammar of Japanese Spoken Language* (1888)

Basil Hall Chamberlain (1850-1935) *A Handbook Colloquial Japanese* (1888)

松村明「洋学資料と近代日本語の研究」(東京堂出版)、杉本つとも「近代日本語の新研究」(桜楓社)「日本翻訳語史の研究」、飛田良文「資料紹介」「国語学」九〇集、「S・R・ブランの日本語研究における動詞の問題(Ⅰ)(Ⅱ)」「国語学」四八・四九集、「東京語成立史の研究」(東京堂出版)、山本正秀「近代文体発生の史的研究」(岩波書店)、木坂基「近代文章成立の諸相」(和泉書院)、市川寛「言文一致の更生とその発達」「国語国文の研究」

## 七 反規範主義文法学説の登場

(昭和二年三月一九月号)、金子弘「明治期日本語文典例文の日本語」「国語学研究」第三三集、一九九四、国語調査委員会編「口語法調査報告書」(一九〇六)、「口語法分布図」(一九〇六)、神田寿美子「言文一致体における速記演説文の研究」「日本文学」一九号(東京女子大学、一九六一)

(注43) 山本正秀「近代文体発生の史的研究」(岩波書店)

(注44) 上田万年「標準語に就きて」「帝国文学」明治二八年一月

第二次大戦後の民主化と学問の自由化の波は、政治思想を反映することが少ないといわれる言語研究にも一定の影響を与えた。言語学の主要な分野のうち、とりわけ伝統的な方法が君臨してきた文法論において、激しい方法論批判を伴った研究グループが現れた。進歩的な政治イデオロギーを標榜する研究者集団であつた民主主義科学者協会言語部会の中核メンバーが教育科学研究会国語部会(研究者の団体名称は言語学研究会)を結成し、これを拠点として極めて論争的な学説を打ち立てた。いわゆる教科研文法と呼ばれる学派であるが、この派の理論的指導者が奥田靖雄と鈴木重幸である。教科研文法学派は、近代文法学史上始めて自覺的に反規範主義を標榜した特徴的な研究グループであるが、彼等が理論上の標的に据えたのは、いわゆる四段活用論に要約される近世以来の伝統的な動詞活用の枠組みである。

近世古典学における活用研究は、古典文法の形態論的研究の成果

として、その完成度の高さのゆえに明治以後の日本文法論の上に規範として君臨することになる。鈴木重幸は、江戸時代に完成した動詞活用の形態論的研究を「四段活用論」と名付け、その近代文法論への君臨<sup>注45</sup>がとりわけ単語認定のゆがみとなつて今日に至つていると批判する。

「四段活用論」は、「書か（未然）・書き（連用）・書く（終止、連体）・書け（已然、命令）」と文法的カテゴリーの異質なものの同士を、語幹末尾の母音交替という形態音韻論的分類によつて統合している。これに立脚する限り、文中において独立の機能を持たない「書か（未然形）」のような形であつても、独立の機能を持つ「書き（連用形）」「書く（終止形、連体形）」と同等の資格を与えてこれを単語として認定してしまう。したがつて、この四段活用論の枠組みを前提にした単語認定基準によれば、これらの文法的カテゴリーの異質なものが単語として没論理的に統合される。鈴木によれば、

ここに無理を生じる原因があるのだといふ。現代語の単語認定における根本的な無理は、古典文法の枠組みである四段活用論をすでに歴史的变化を遂げている現代語の活用体系（五段活用、一段活用）の説明に無理やり当てはめることから生じる。四段活用論は、唯一形態的基準によつて異質な文法的カテゴリーを一括しているから、例えは学校文法では、

僕は手紙を書かなかつた。

という文においては、四段活用論に従つて優先的に「書か」が語と

して分離される結果、「なかつ」「た」「僕」「手紙」「は」「を」が單語として分離されざるを得ない。ここで四段活用論に基づく单語認定は、現代日本語の実態や使用者の実感と著しく乖離することになる。しかし、単語は言語を構成する基本的な単位であるから、「か」「なかつ」などそれ自体では何の意味も担わないので単位として分離してはならず、

僕は／手紙を／書かなかつた

のように単語を分析しなければならない。

近世における四段活用論の成立は、前近代における伝統的文法研究の最終的完成形態と見ることが可能であつて、この枠組みが明治以後も変わらずに規範として存続し、単語の認定基準もここから出発し、ついにこれによつて拘束されることになつてしまつた。

わが国で最初の近代的な品詞分類の成果をもたらした大槻文彦をはじめ、山田孝雄、橋本進吉、時枝誠記の文法論などは、四段活用論以来の伝統的文法研究の枠組みを自覚的に保持することに努めたが、あるいは多かれ少なかれそれと妥協したものであるといふ。すでに述べたように、教科研文法によれば四段活用論に対して批判的な立場に立つか、妥協的な立場に立つかを試す徵証は、単語の定義において如実に現れる。彼等は、自らの単語の定義の在り方を山田孝雄や松下大三郎に学んだものであるといふ。山田は、いわゆる助動詞を独立の単語と認めずこれを動詞の複雜に発達した語尾と位置付けて、四段活用論を克服し得る地平に立ち得たが、「複語尾論」

として事実上複語尾が独自の体系を構成するものとして扱つたために、結果的に四段活用論と妥協してしまつた。また山田は、助詞を単語と認める点でも教科研の立場と異なる。

松下の単語の認定は教科研文法のそれとより近似し、松下の理論の特徴を成す原辞は今日の形態素に近い。松下は原辞がそれ自身で独立した体系をなすと考へて「原辞論」を立て、単語論に優先させた点で四段活用論にたいして徹底した批判になり得なかつたとする。教科研によれば、複語尾や原辞あるいは形態素は、あくまで単語の構成要素であつて、「<sup>(レ)</sup>論」として特立されるようなそれ自身完結した体系を構成せず、独立した考察の対象とはなり得ないのである。それではこの教科研文法学派の単語認定は、いかなる論理構成を持つてゐるのか。

すでに見たように、教科研文法は明治以後の文法学が四段活用の規範によつて縛られてきたがゆえに、近代的文法学にとつて最も重要な出発点である単語認定に大きなゆがみを生んできたととらえる。彼等自身は、その理論的根拠を四段活用論批判と連動した独自の単語認定基準に置くのである。

奥田靖雄によれば「単語は言語の基本的な単位」であり、その單語は、「語彙的なものと文法的なものとの統一」である<sup>注48</sup>といふ。

先の、

僕は手紙を書かなかつた。

の文において、語彙的なものと文法的なものとの統一体とは「僕

は」「手紙を」「書かなかつた」である。「僕は」は「僕が・僕に・僕を・僕から……」「手紙を」は「手紙が・手紙に・手紙は・手紙と……」「書く」は「書かない・書く・書いた・書くだろう・書かなかつただろう……」とそれぞれバラディグマティックに対立している。単語とは、ここでは「僕」「手紙」「書く」に関するこれらバラディグマティックな変化形の体系であるということになる。かかる単語認定は、助詞を単語と認める山田孝雄よりも松下大三郎のほうにちかい。それでは、かれら教科研文法と松下の文法論の違いはどこにあるのか。既述のように松下の文法論は、単語（松下の用語でいえば「詞」）の構成要素としての「原辞」を分離し、その体系の構築を目指す「原辞論」を展開していることである。鈴木重幸は、松下文法のこの原辞論を批判する。鈴木によれば、「あま・ぐも」「とり・が」「かか・ない」など単語を構成する原辞は、それ自身で体系をなすものではなく単語から内部分化したものに過ぎない。松下文法における原辞論は、原辞がそれ自身体系を構成するものと認めて単語論に優先させる点において、事実上伝統的な四段活用論に妥協したものである。単語認定において教科研文法は、松下と一致するよう見えても分析方法に違いが存在するというのである。

教科研文法の単語の定義は「語彙的なものと文法的なものとの統一」というものである。この定義は、幾つかの点で問題がある。先の、

語彙的なものとは何か。

奥田靖雄は「いま、ひとつの言語の単語のすべてを「語彙」と名

づけておこう。」と言つており、同じ論文の中で彼は「ただしくは、語彙は単語の語彙的なものの総体であると規定しなければならない。」とも述べている。

<sup>注49</sup>

「単語の語い的な側面は、単語ごとにことなつてゐる。その言語に属する単語の語い的な側面の総体をその言語の語い（語彙）といふ。」と言つてゐるから、彼等のいう語彙とは単語の概念を前提とするものであることは間違いない。

とすれば単語の概念を前提として述べられている右の単語の定義は、

循環論法ではないか。このような単語の定義は、定義として認めることができない。

次に問題になるのは、彼等の定義にある「語彙的なもの」「文法的なもの」という曖昧な表現である。「的なもの」は、定義そのも

の中でも全く意味不明である。物事の定義に曖昧な表現が適さないのは、曖昧な表現による定義が論理的には何も定義しないのと同じだからである。一体、この「語彙的なもの、文法的なもの」とは何だろうか。鈴木の『日本文法形態論』によれば「単語には二つの側面がある」（二三頁）という。それに続けて述べる。

「第一の側面、すなわち、現実のどのような断片をさししめすかという面を単語の語い的な側面（単語における語い的なもの）といい、第二の側面、すなわち、そうした語い的なものが文のなかでどのような関係をあらわし、どのような役わりを果たすかという面を、単語の文法的な側面（単語における文法的なもの）という。」（一四頁）

これによれば「的な側面」が「的なもの」と同義に用いられていることがわかる。鈴木は、この「的な側面、的なもの」の内容を次のように説明する。

「「さくら」という単語は、一定の特徴をそなえた植物をさしめすが、こうした意味とその表現形式がこの単語の語い的な側面である。」（二一頁）

つまり、「語彙的なもの」とは「語彙的な意味」と「語彙的な意味を表現する形式」とから成り立つのである。そうすると、これと同様に「文法的なもの」とは「文法的な意味」と「文法的な意味を表現する形式」から成り立つことになろう。

奥田靖雄は、「文法的なかたち」あるいは「形式」について次のように述べている。

「単語は語彙的なものと文法的なものとの統一物であるとすれば、その文法的なものが単語にとって形式としてあらわれる。この種の形式にたいしては、語彙的なものが内容をなしてゐる。単語の、その他の、さまざまな形式からくべつするために、△文法的なかたち△という用語が用意されたのだろうが、その文法的なかたちはそれ自身が文法的な意味とそれを表現する手段との統一をなしている。」（傍線釘貫）

「△形式△といふものは、ものの存在のし方であるし、あるもののが他のものとむすびつく、そのし方にほかならないのである。もしそうだとするなら、単語における文法的なものは、

単語にとつて△形式であるだろう。」(傍線釘貫)

「言語における形式」『日本語研究の方法』(むぎ書房) 所収

右の奥田や鈴木の主張から判断する限り、単語の定義に「的なもの」などという曖昧な表現を使わざとも、「単語とは、語彙的なかたちと文法的なかたちとの統一物である」と言い表すことについては何の論理的障害もないものである。この明晰な定義を彼等は何故避けるのであらうか。彼等の主張の中で、「かたち」「形式」「表現する手段」が意味と対立する術語として極めて近似的な概念として用いられており、これらの語の間の区別は必ずしも明確ではない。どもあれ、言語学でいう「形式」は、意味を排除した純粹な音声の塊を指すのではなく、「語彙的形式」「文法的形式」と言う場合、盛り込まれる意味は明らかに前提、含意されているのであって、これは「かたち」あるいは「表現する手段」などと言い換えたとしても全く同様である。奥田は、これらの術語の関係を次のように説明している。

「単語にとつて音声は形式であるというとき、その△形式」という用語の意味をただたんに「外形」と理解してはいけない。この△形式△は「表現手段」という意味になる。このばあい、単語の意味は表現されるものであつて、その△内容△をなしていいる。さらに、意味するという現象が音声という物質的な手段なしには、おこりえないし、ありえないとすれば、音声は意味の存在の方法だともいえる。とすれば、この△形式△に△単語の意味の存在の方法△といふ意味をつけくわえなければならぬ。」

「意味の表現手段という意味での△形式△といふ用語が、文法論の世界にもちこまれるもの、当然のことである。言語学者は△単語の文法的な意味△に対立させて、△単語の文法的なかたち△といふ用語をさかんに用いるが、このばあいの△かたち△も△表現手段△といふ意味なのである。たとえば、hanasita, kaita, totta, yondaは△過去△といふ文法的な意味をもつていて、それを文法的なかたちのta, daが表現する。単語における文法的なものも、意味と形の統一物をなしている。」

奥田「言語における形式」『日本語研究の方法』所収

「もの」という曖昧な表現を用いようが「形式」「かたち」「表現手段」という学問的意味の定まった表現を用いようが基本的に彼等の表現の自由に属するが、「的なもの」の内実を知ろうとする場合、彼等の手になるいろいろな入門書は、余り親切であるとはいえない。それはともかく、奥田の「文法的なかたちはそれ自身が文法的な意味とそれを表現する手段との統一をなしてい」る「単語における文法的なものも、意味と形の統一物をなしている」という発言、さらに鈴木の「意味とそれの表現形式が(この)単語の語い的な側面である」という発言などから判断して、「語彙的なもの・文法的なもの」と「語彙的なかたち・文法的なかたち」とは全く同じ概念を表しているといふことを確認しておくだけで十分である。

しかし、彼等は、「単語は語彙的なかたちと文法的なかたちとの統一である」という明確な表現を拒絶し、敢えて「単語は語彙的なものと文法的なものとの統一である」というそれ 자체として曖昧な表現に固執し続けるのである。そこには何か理由があるのでないか。

「文法的なもの」が「文法的な意味と形の統一物」であるならば、「語彙的なもの」もまた「語彙的な意味と形の統一物」である筈である。そこで単語とは、それぞれ統一物である。「語彙的なもの」と「文法的なもの」とがさらに「統一されたもの」であるわけである。松本泰丈は、自ら編集した書物の中で教科研の立場を次のように述べている。

「わたしたちは、言語が社会のなかで、歴史のなかで弁証法的に発展していくものだということから出発する。言語が、このように、弁証法的な存在であるならば、わたしたちの研究の任務は、日本語の事実のなかに弁証法をみいだしていくことではなくてはならない。」『日本語研究の方法』「はじめに」

かのように彼等のよつて立つ立場からすれば「意味と形の統一物」とは正しく「意味と形の弁証法的な統一物」でなければならない。

弁証法的な統一物が独自の体系を構成しない、つまり完結した考察に値しないのでは理屈に合わないだろう。「統一」とは論理的必然を伴つて生ずるものであつて、「語彙的なもの（つまり語彙的ななかたち）」「文法的なもの（つまり文法的ななかたち）」がそれぞれ

「統一物」であるかぎり、それぞれが論理性を伴つた自律的な体系を構成するのであり、そのものが自己完結的な研究対象でなければならぬ。

しかし、彼等の実際の分析方法は、このような論理からかけ離れて考察してはならず、「過去の意味を表す文法的なかたちta, da」のような分析の仕方ではなく（これでは四段活用論と同じになる）、「過去の意味を表すkaita, yondaにおける文法的なかたちta, da」のような扱いをしなければいけない。かくして、文法的なかたちをそれだけで考察することは、教科研文法において実際には禁止される。かかる方法は、彼等が非難してやまぬ四段活用論を事実上認める」とであり、彼等は、文法的なかたちである接辞はそれ自身で体系を構成せず、したがつて文法的な意味は単語の中でしか実現しないと考えているからである。ここに、「文法的な意味とそれを表現する手段との統一物」であるはずの「文法的なかたち」がそれ自身で体系を構成しないという奇妙な結論が彼等の学説自体から露呈していく。弁証法的統一物が自己完結的な検討に値しないとは、彼等の立場に矛盾しないのであろうか。

右のような方法による限り、彼等が文法的な意味とそれを表現する文法的な形が一対一で対応しないと考えていることが明らかである。すると、そこで「文法的意味を持たない文法的な形」というまことに奇妙な観念が浮上してくる。文法的意味を脱落させた文法的

形式とは何なのか。かかる「形式」概念は、言語学の常識に違反することはもちろん、先の奥田自身の主張とも相いれない、単なる形容矛盾にすぎない。

彼等は、単語の中から「語彙的な形式」や「文法的な形式」を分離することを嫌う。もしこれらを分離して、それ自体を対象として扱うならば、山田の複語尾論や松下の原辞論と同様、四段活用論に妥協したことになるだろう。しかし彼等の「単語とは、語彙的なものと文法的なものとの統一である」という定義と論理に従う限り、弁証法的統一体である「語彙的なもの」と「文法的なもの」がそれぞれ独自の体系を構成するものと考えざるを得ない。実際、鈴木重幸は次のように文法的な意味と形の統一体が体系を構成するものであると発言している。

「単語は、文法的な意味にしたがって語形変化をする。いわゆる五段活用、一段活用などの活用の種類のように、相対的に意味からきりはなせる部分があるとしても、語形変化の体系、文法的な意味と文法的な形の統一体の体系としてとらえなければならぬ。(傍線釘貫)」

鈴木『文法と文法指導』二六頁(むぎ書房、一九七一)

単語の構成要素である「語彙的なもの」「文法的なもの」が独自の体系を構成するということになると、規定内容の曖昧さとの矛盾がいよいよ明白に露呈する。つまり「的なもの」を具体的形式に収斂して扱うと、単語を語彙的な形式(かたち)と文法的な形式(か

たち)とに分離することを迫られるであろう。そうなると単語内部において、独自の体系を持つた「語彙的な形式(かたち)」と独自の体系を持つた「文法的な形式(かたち)」が浮かび上がつてござるを得なくなる。これは、教科研の方法を複語尾論や原辞論と同一の地平に引き戻すことを意味する。ここに、彼等が単語を「語彙的なかたちと文法的なかたちとの統一物」と定義できない最大の理由がある。「形式」でも「意味」でもなく、それらを(もちろん弁証法的に)統一したものが「もの」とは空疎な表現である。表現が空疎であるのは、そこに表されている概念が空疎だからである。

教科研文法学派が理論的出発点に置く単語の定義において、「もの」「側面」などという曖昧な表現に執着するのは、右のような事情が関与していることが確実である。

かくして彼等は、定義の言葉として無効な、曖昧な表現を用いる代償を払つても、単語内部における「語彙的形式」と「文法的形式」が機械的に分離され、四段活用論の地平に引き戻されることを防いだのであつた。彼等は、単語における「語彙的形式」と「文法的形式」との境界を「もの」というレッテルによつて封印することで、彼等の独自の動詞形態論の論理的枠組を防衛した。

先の「僕は手紙を書かなかつた。」の例文でいえば、「僕は」「手紙を」の部分は、「語彙的な形式」と「文法的な形式」は、容易に分析することができるが、「書かなかつた」の場合は簡単に行かない。どこからが語彙的形式でどこまでが文法的形式であるかは機

械的には決められない。むしろ彼等はそのような分析方法自体を拒否するであろう。彼等にとつては「書かなかつた」である」と「語彙的なものと文法的なものとの統一である」からである。松本泰丈は、動詞と接尾辞（いわゆる助動詞）が接した形について、次のようにこの実情を告白している。

「日本語の文法理論は、文法的な意味 grammatical meaning をあらわしている接尾辞 suffix を、語幹 stem から分離する」とからはじまつて、「このことは、おそらく、日本語における接辞づけ suffixation が、かなりの程度に膠着的であるという事情と、かかわりなしにはかんがえられないだろう。しかし、

日本語も、動詞の場合は、かならずしも膠着的ではなくて、ヨーロッパ語の動詞とおなじように、融合的 fusional である。そうだとすれば、接尾辞の分離では、くしがしのだんごからひとつひとつだんごをとりはずすように、接尾辞をとりはずすわけにはいかない。語幹と語尾 ending は完全にひとつに融合していて、その分割は条件的である。（傍線は釘貫）」

松本「解説」『日本語研究の方法』三三四頁  
彼等が執着する「もの」あるいは「側面」という曖昧な規定は、日本語動詞（特に助動詞の接した形）の右のような「融合」的な性格に合わせた表現であると考えられる。  
とはいえる「「的」なもの」という表現は曖昧であっても「もの」があらわす概念の実態は「意味と形の統一物」（奥田前掲論文）なの

であるから、単語「書かなかつた」のうちどの部分が「語彙的な意味」を表示する形であり、どの部分が「文法的な意味」を表示する形であるのかということは、当然の避けられない正当な問い合わせである。しかしそこで分析して取り出した文法的な形は、先の奥田の説明によれば文法的な意味を盛り込んでいないのである。このアプローチに決定された意味と形の不対応への執着は、もちろん彼等の方法を伝統的規範である四段活用論へ引きずり戻さないために設定された観念的防波堤である。かかる観念装置は、言語使用者の実感にそぐわないだけでなく、文法の歴史的变化の実情に照らしても肯定できない。

以上見てきたように、教科研文法の単語の定義には次の点にまとめられるような論理的な問題点が存在している。

単語は、「語彙的なものと文法的なものとの統一である」という場合、「語彙的なもの」のなかにあらかじめ単語の概念が含まれていなければならず、したがつてこれは循環論であつて、定義として効力を持たない。「文法的なもの」についても同様である。

さらに「語彙的なもの」「文法的なもの」は、定義の言葉としてそれ自体意味不明の曖昧な表現である。これを同じ学派の人物の論文によって検討すると「もの」とは「意味と形の統一物」であることがわかつた。しかしこの「統一物」は語彙的なものであれ文法的なものであれ、意味と対応する形式として分析され得ない不可思議な融合体である。彼等のいう「文法的な形」は文法的な意味をその

物としてただちには実現しない。この融合体を論理的に規定しないまま「もの」という曖昧な表現で封印することは論理的には何も説明せず、何も定義していないことと同じであり、効力を持たない。以上の事実から教科研文法学派は、単語の定義に成功していないことが明らかである。

### △注▽

(注45) 鈴木重幸「四段活用論の成立」松本泰丈編『日本語研究の方法』

(むぎ書房、一九七八) 所収

(注46) 鈴木重幸「明治以後の四段活用論」松本前掲書所収

(注47) 鈴木注46前掲論文

(注48) 奥田靖雄「単語をめぐって」松本前掲書所収

——「語彙的なものと文法的なもの」松本前掲書所収

(注49) 奥田靖雄「語彙的なものと文法的なもの」松本前掲書所収

(注50) 鈴木重幸『日本文法形態論』一四頁(むぎ書房、一九七二)

## 八 文法の歴史的研究と「規範」

感情を持った六〇年代の若い研究者の心をとらえた。彼等の理論的立場の根底には、前節での松本泰丈「はじめに」の引用によつて伺えるようにマルクス主義が存在するように見受けられる。マルクス主義と彼等の文法学説との関わりについては別稿の課題に属すると思われるから、ここではしばらく彼等が実践した方法論について検討してみたい。

教科研文法の学説が国語教育への志向のもとに発展してきたことはよく知られたことである。彼等にとっての国語教育の基本的な目標は、「子どもたちをすぐれた日本語のにない手にそだてあげる(教科研国語部会五六六年テーゼ)」ことであるという。<sup>注52</sup>そこで、「すぐれた日本語のない手とは、具体的には、日本語の文章を正確によみかきする人間ということであり、さらに、表現性のゆたかな文章、抽象度の高いきちんとした文章をよみかきする人間ということだ。」とする。<sup>注53</sup> それでは、「すぐれた日本語」「表現性のゆたかな文」とは何か。鈴木は次のようにいう。

「文学作品の文章は、單に文法的に正しい文で書かれているだけではなく、語い的、文法的な手段が、表現的に、文体論的に駆使されていて、表現性にとんだ文になつてゐる。」

鈴木重幸『文法と文法指導』一四頁

前節で述べたように、単語の定義に関する教科研文法の立場には重大な論理的欠陥の存することが明らかになつた。教科研文法は、近世以来の伝統的な文法学の規範の本質をいわゆる四段活用論に認めて、近代日本文法学史上まれに見る自覺的な反規範主義文法理論を開拓した。彼等の文法学上の反規範主義は、パトスとしての反アカデミズム、反権威主義を伴つており、しかもその理論的源泉を、当時のソ連邦の言語学に置いていたので、正義感の強い反権力的な<sup>注54</sup>

判断によつて選定するのはもちろん彼等の教育目標に合致するためであるが、かかる価値前提的研究法によつては彼等の目指す「日本語の事実の中に弁証法をみいだしていく」ことは困難だろう。四段活用論という国文法の伝統的規範に果敢に挑戦した彼等もまた彼等なりの規範によつて文法理論を構築していただのである。

これまでもつばら内省による作例によつて研究が行われていた現代文法学の趨勢に抗して、用例による実証的方法の大切さを教えたのは彼等の功績である。にもかかわらず彼等の論文の中で引用される用例のほとんどが見たところ文学作品であるのは、自分たちの教育研究目標からいって当然であつても、美的価値判断によつて前提的に選別された用例に基づく研究方法は、実証的方法として不徹底のそしりを免れまい。何よりもそこに日本語の歴史的変化の理論的展望を見いだすことは不可能である。規範を前提とした研究方法は歴史的研究といえず、彼等の理論と方法の中には、若干試みられている古代語研究に照らしてさえ、日本語の歴史的変遷を解明する真の意味での歴史的研究法を見いだすことができない。

彼等は、現代日本語の記述から得た枠組みを反 $\parallel$ 規範とし、これによつて古代日本語を記述しようと苦慮している。教科研文法学派の単語認定が抱えている一つの大きな問題は、彼等が定義した単語を超歴史的な存在として位置付けた点にあるだろう。彼等は、彼等の定義した「単語」が歴史的に形成されたものであるという認識に立たず、単語こそ言語にとって、最も原則的で本質的な単位でなけ

ればならないと考えた。彼等はこの認識に立つて、現代語の助詞（彼等のいう「くつつき」）、助動詞（彼等のいう「文法的な接辞」）が独立の単語ではあり得ないと結論を得た。彼等は、現代語から得られたこの認識の枠組を一挙超歴史的に適用し、古代語の助詞、助動詞の考察を行う際にも、彼等の「単語」とパッケージで扱うことと要求する。単語に関する彼等の絶対的本質規定が、助詞、助動詞の超歴史的な性格規定に直結している。しかし、助詞、助動詞の歴史的変遷は、現代語の分析から導き出された枠組みだけからとらえ切れない複雑さを呈する。

単語の概念をかかる絶対的規定から解き放つならば、単語の内部形式である語としての形式や文法的形式が或る場合には独立の体系を形成すると考えることは、何等冒險的でないばかりか極めて現実的な処理の方法である。単語の構成要素がそれ自身完結した体系をなすこともあり得ると考えることは、四段活用論への屈服の象徴として没論理的に反発する場合を除けば何等異とするに足りない合理的な認識である。四段活用論は、近代的文法学に対する恣意的価値体系として君臨したのと同様に、教科研文法の四段活用論への反発がついに恣意的反価値体系として自らの方法論へ君臨したのは皮肉なことであった。これは、古代語文法のアナロジーから近代語文法を構築せざるを得なかつた伝統的国文法とは逆の行き方であり、その意味で教科研文法学派は、わが国の文法学における最初の近代主義の挑戦と挫折として位置付けることができるだろう。

哲学・歴史学・文学・言語学といった人文系諸科学の大部分は古典から派生したのであるが、これらの学問は多かれ少なかれ古代解釈のアナロジーから近代を再解釈しようとしてきた。文法研究は、中世における古典学の発足以来、古代的規範によって言語を解釈する方法から次第に距離を取り続けてきた。近代文法学において、かかる伝統的規範によって現代語を解釈することを拒否した反規範主義的文法理論は、現代的な美的規範を対置することによって現代語を解釈しようとしたのである。

ところで最近の現代語の文法研究の潮流は、生成文法の方法の導入以来、文と非文の選別を基本にする方法を軸にして展開している。文と非文の選別を基礎にする方法は、あたかも音韻論における交換テスト commutation test に対応するものである。しかし、音韻論における交換テストと文／非文の判定テストとの質的な相違は、前者が最小対 minimal pair の構成に基づいて行われるために、音声的な対立が弁別的機能をもつてゐるか否かの判定に個人差が生じることが有り得ないのである。しかしながら、音韻論における交換テストと文／非文の判定にはかかる客観的基準が確立しておらず、たとえ統計的方法に依存して客観化を図つたとしても、最終的な判定は、研究者の内省に頼らざるを得ないのである。そしてその内省は、おそらく彼が保有する規範と密接にかかわっているだろう。個人による判断差のない文／非文の客観的判定基準は、未だ開発されていない。遺憾ながら、現代語の文法論は、その最先端を行く理論的研究において、重大な主觀主義をはらんでいると考

えざるを得ないのである。  
我々は、ここで改めて本稿全体を貫く主題に立ち返る必要があるだろう。それは、眞の意味での文法の歴史的研究が存在していないのはなぜか、ということであった。そこではどのようなことが明らかになつたのであろうか。

すなわち、日本語の文法研究は、中世における古典学の発足以来、現代語の理論的研究に至るまで一貫して「規範」を軸に展開してきたといえるであろう。その規範とは、長らく平安時代の和文であつて、近世以後は奈良時代語が仮名遣の規範としてこれに加わつた。近世古典学の新展開である国学が起つてからは、いわゆる雅言にこだわらない日常口語や方言にも研究対象が広がつてきた。しかし、平安時代語を光源とする伝統的規範意識は、近代以後も根強く生き続け、四段活用論をその神髄として近代文法の主要学説を縛りつけってきた。教科文法のような伝統的規範に自覺的に挑戦した理論もまた、近代主義的価値判断に基く規範を対置することによって、自らの学説を維持した。規範を平安時代に置くにせよ、近代の言文一致体に置くにせよ、規範が美的価値判断を前提とする限り、歴史的変遷に合理的要因を見いだそうとする歴史的認識が介入する余地はない。歴史的研究は、あらゆる前提を排除し、すべての価値を相対化することから始まる。言語研究において、「すぐれた日本語」やら「表現力豊かな文」を排除的に設定するような方法がおよそ非歴史的なものであることは論を俟たないだろう。

一切の価値判断を伴う前提を排除する歴史的研究方法にとつて、規範の存在がいかに大きな障害となつて立ちはだかっているかが分かるであろう。眞の意味での文法の歴史的研究が今日に至るまで存していなければ、文法研究がいまだに克服していない規範の觀念が障害となつてゐるからである。

### △注▽

(注51) 松本泰丈『日本語研究の方法』「解説」

(注52) 鈴木重幸『文法と文法指導』九頁(むざ書房、一九七二)

(注53) 鈴木前掲書九頁。

**付記** 本稿は、一九九五年九月一日、富山県魚津市新川文化ホールで開かれた北陸古典研究会での口頭発表の内容を含んでゐる。当日賜った御意見に感謝いたします。